

めぐろ

学校教育プラン

令和4(2022)年度～令和8(2026)年度

令和4(2022)年3月

目黒区教育委員会

はじめに

目黒区教育委員会では、次代を担う子どもたちが、確かな学力を身に付け、心豊かに、健やかに成長することを目指し、平成15(2003)年2月に、区の学校教育施策に関する中期計画として「めぐろ学校教育プラン」を策定しました。策定後も、学校教育を取り巻く社会状況の変化等を捉え、その時々課題に的確に対応していくために見直しを重ね、学校教育の発展・充実を図ってきたところです。

Society5.0時代が到来し、新型コロナウイルス感染症の影響による「新しい生活様式」の中で、子どもたちを取り巻く学習環境は急激に変化しており、国が掲げる「GIGAスクール構想」に基づき、令和3(2021)年2月に整備完了した区立小・中学校の児童・生徒1人1台の学習用情報端末の活用など、新しい時代の学びへの対応が求められています。

こうした状況の変化を踏まえるとともに、令和3(2021)年3月に策定した区の新たな基本構想をはじめとした長期計画との整合を図りながら、区民の皆さまの学校教育への期待に的確に応えていくため、この度「めぐろ学校教育プラン」を改定しました。改定に当たっては、パブリックコメントにおいて、保護者・学校関係者をはじめ区民の皆さまから多くのご意見・ご提案をいただきましたことに心から感謝申し上げます。

新たなプランでは、平成18(2006)年度の改定時に大きな目標として定めた「目指す子ども像」と「目指す学校像」を継承するとともに、一部の区立小学校で実施している「40分授業午前5時間制」の拡充、GIGAスクール構想に基づくICTを活用した教育の推進、学校施設の計画的な更新、南部・西部地区の区立中学校の統合、地域全体で子どもたちの成長を支える体制の構築に向けた取組など、今後大きく展開していく施策を盛り込みました。

これらの施策を通じて、子どもたちが予測困難な時代をたくましく生きる力を身に付けられるよう、また、皆さまのご理解・ご協力をいただきながら、学校・家庭・地域が一体となり、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創ることができるよう、本プランに基づいた取組を着実に進めてまいります。

令和4(2022)年3月

目黒区教育委員会教育長

関根 義孝

目 次

第1章 めぐろ学校教育プランの概要

- 1 位置付け 1
- 2 計画の期間 1
- 3 進め方 2

第2章 めぐろ学校教育プランで目指す子ども像・学校像

- 1 目指す子ども像 4
- 2 目指す学校像 5

第3章 取組の方向・推進施策・推進事業・実施策

- ◇ 施策の体系 6
- ◇ 取組の方向別の推進施策・推進事業・実施策
 - ・取組の方向① 確かな学力の向上 9
 - ・取組の方向② 豊かな心の育成 16
 - ・取組の方向③ 健やかな体の育成 22
 - ・取組の方向④ 新しい時代の学校教育を支える環境整備 25
 - ・取組の方向⑤ 魅力ある学校施設への更新 35
 - ・取組の方向⑥ 学校内外の連携・分担による学校マネジメントの実現 . 38
 - ・取組の方向⑦ 子どもの安全・安心の確保 45
- ◇ 年度別実施策取組一覧表 49

参考資料

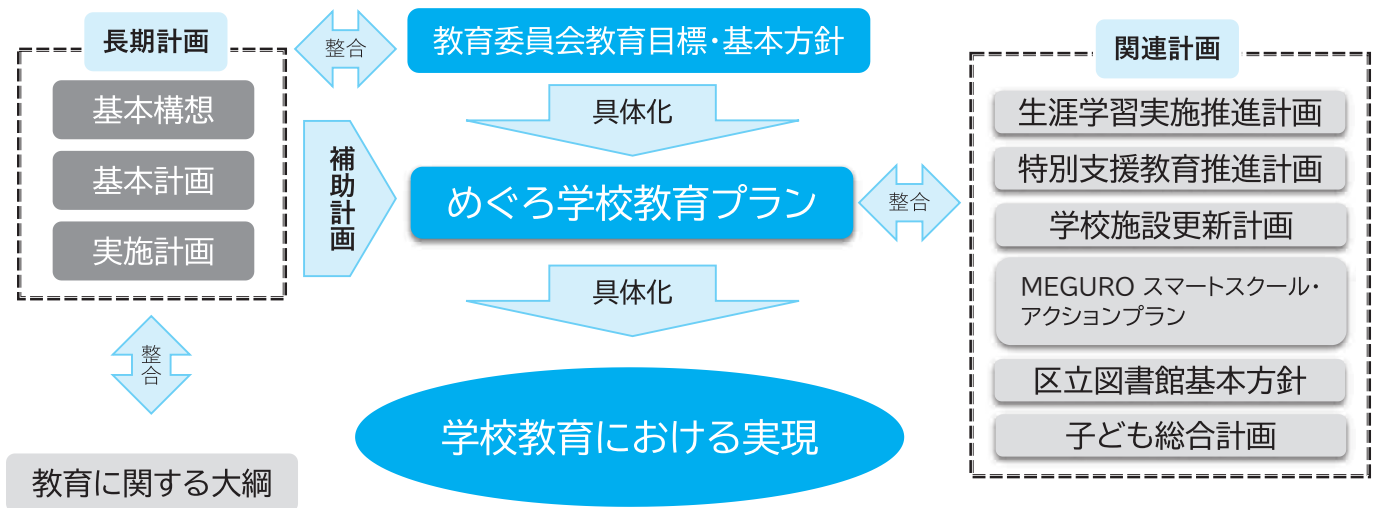
- ◇ 目黒区の状況 54
- ◇ 教育に関する動向 59
- ◇ 目黒区教育委員会の教育目標・基本方針 61
- ◇ 目黒区教育に関する大綱の概要 62
- ◇ めぐろ学校教育プランの策定経過 63

第1章 めぐる学校教育プランの概要

1 位置付け

- めぐる学校教育プラン(以下「学校教育プラン」という。)は、目黒区教育委員会の教育目標・基本方針を学校教育において実現するための計画です。
- 学校教育プランは、区の長期計画の補助計画として位置付けられており、「目黒区教育に関する大綱」や他の関連計画との整合を図ります。

<位置付けのイメージ>



2 計画の期間

令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5か年とします。

ただし、国の制度改正や社会状況の著しい変化があった場合は、必要に応じて見直しを行います。また、年度ごとに各実施策の進捗状況を確認し、実施策ごとの方向性や学校教育プランの有効性などを検討していきます。

3 進め方

施策は、①単年度で実現を図るもの ②複数年度にわたるもの ③全校一斉に実施するもの ④各学校の教育計画に基づき選択して実施していくものなど様々です。毎年度、各学校の希望や実施状況等を判断し、予算編成等を通じて具体化を図っていきます。

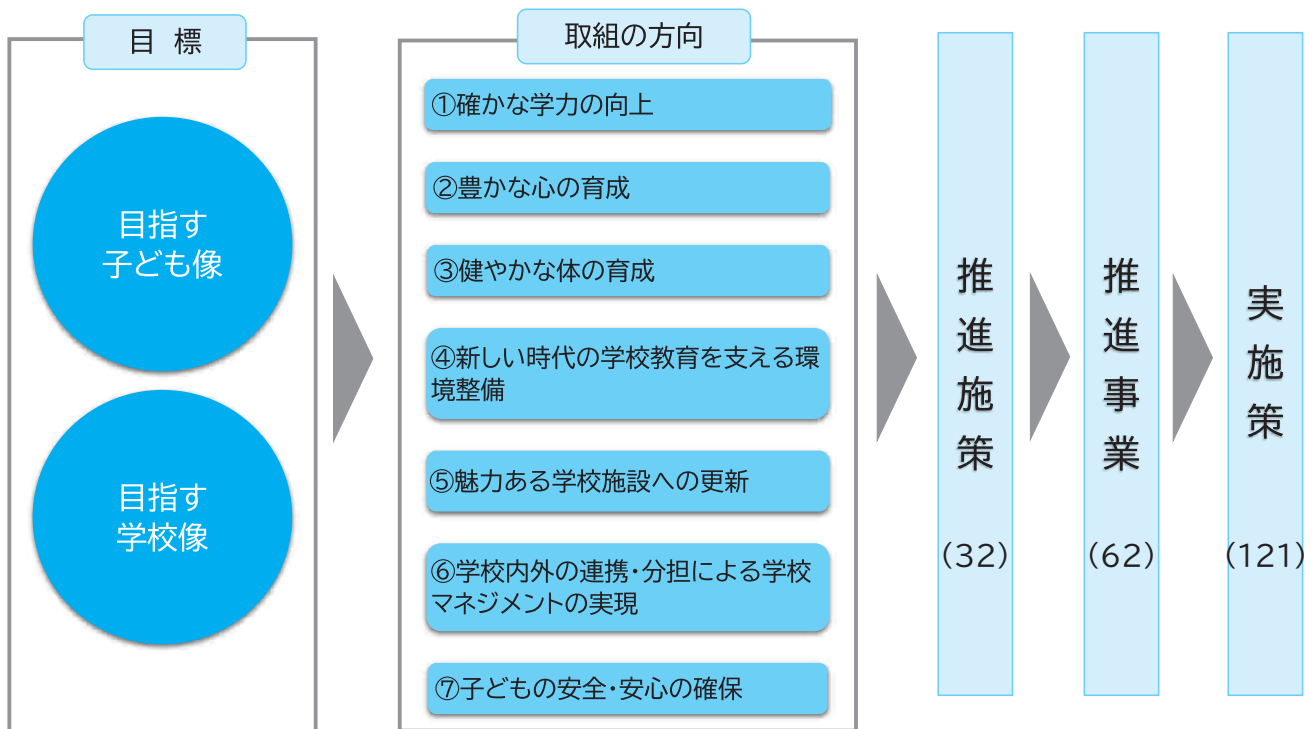
また、これまで学校教育プランに基づき推進してきた施策で、その取組が既に定着しているものは、今回の改定で掲げていないものもありますが、必要な施策は継続して取組を進めていきます。

さらに、本プランの実効性を高めるため、定期的に各施策の取組状況を検証し、必要に応じて施策の改善・見直しを行います。

学校教育プランは、これを公表することにより説明責任を果たし、教育委員会や学校が推進していく施策や教育活動に対する家庭、地域等からの理解・協力を得ていくものです。本区が進める教育の目的や意義を共有し、学校、家庭、地域が一体となって、共に「めぐろの子ども」をはぐくむ施策を総合的に推進していきます。

めぐろ学校教育プランの体系

「目指す子ども像」・「目指す学校像」という目標に向け、7つの取組の方向、32の推進施策、62の推進事業、121の実施策に基づき教育施策を推進します。



目黒区の学校教育

● 特色ある教育課程 ●

二期制の特色を生かした学校行事の実施等、教育活動を工夫し、創意あふれた学校づくりを進めています。

- 二期制（前後期各100日程度）
- 夏季休業日の短縮（5日間）
- 40分授業午前5時間制の推進（小学校）



● 目黒区版 GIGAスクール構想 ●

児童・生徒が「いつでも」「どこでも」「だれとでも」自分に合った方法で、学習を進めることができるよう、学習用情報端末を1人1台、キーボード付きのカバーやペンと共に貸与しています。また、通信回線は携帯電話の回線を採用していますので、家庭や校外など、どこでもオンラインによる学習ができます。

E nglish 外国語教育

- ALT(外国語指導員)の年間を通した派遣
- 「目黒区外国語教育モデルカリキュラム」の活用
- 英語4技能検定試験の実施
- 課外プログラム
イングリッシュ・キャンプ
日帰り体験型英語学習

⇒14 ページへ

E ducation 学力向上

- 目黒区学力調査
- 「授業改善の手引き」・
「新学習指導要領を踏まえた指導資料」(区独自資料)の活用
- 放課後等における補習授業
- 一人ひとりの学習状況に応じた個別学習

⇒10・11 ページへ

E xperience 様々な体験

- 連合音楽会
- 音楽鑑賞教室
- 演劇鑑賞教室
- 連合展覧会
- 連合体育大会
- 自然宿泊体験教室
八ヶ岳林間学園
興津自然学園 等

⇒20・21 ページへ

第2章 めぐる学校教育プランで目指す子ども像・学校像

教育目標・基本方針に掲げる理念を学校教育を通して着実に実現していくために、平成18(2006)年度の学校教育プラン改定で大きな目標として定めた「目指す子ども像」と「目指す学校像」は、現状においても有効性を保つとともに、学校や保護者、地域に浸透していることから、これを継承します。

1 目指す子ども像

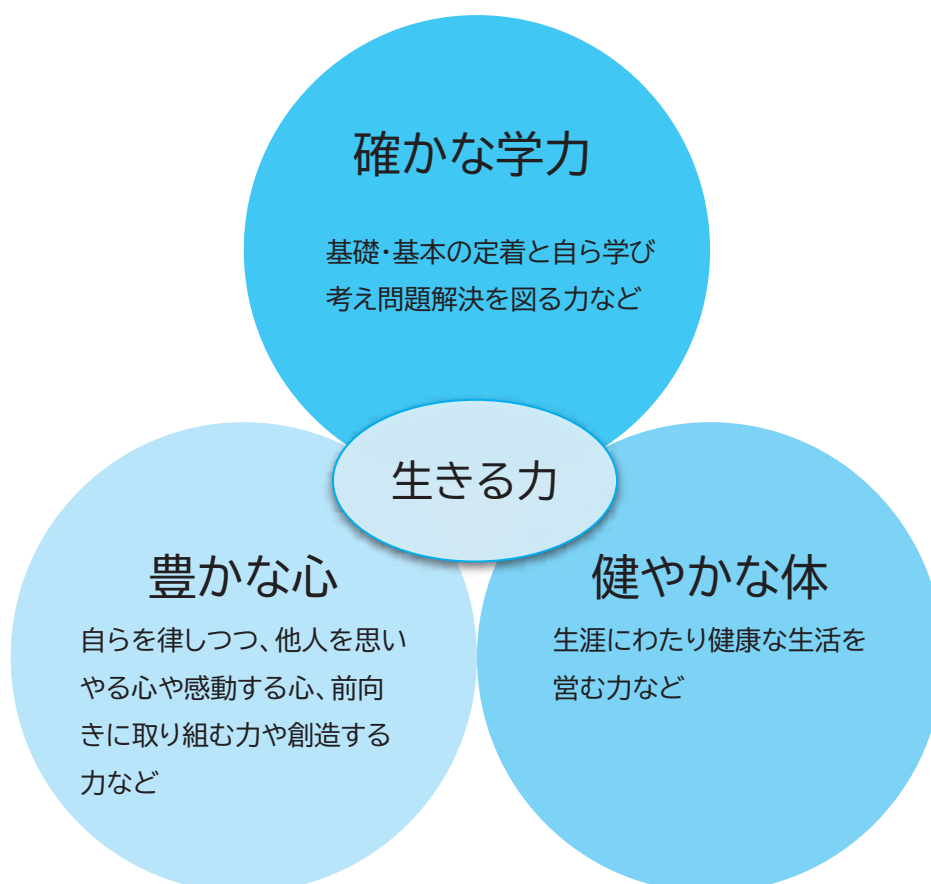
<21世紀をたくましく生きる人間性豊かなめぐろの子ども>

変化の激しい21世紀においては、一人ひとりが個人として自立し、社会の一員として、それぞれの分野でたくましく生き抜いていく力を身に付けることが求められています。

そのための基礎となる力を培う学校教育は、児童・生徒に、主体的に学習に取り組む姿勢などの学ぶ意欲をはぐくみ、「確かな学力」を身に付けさせます。さらに、人権意識や道徳心を基底とする「豊かな心」、生涯にわたり健康で活力ある生活を営むための「健やかな体」をはぐくみ、知・徳・体のバランスのとれた豊かな人間性を養うことが重要な役割です。

教育委員会と学校は、学校教育プランの施策を通して、21世紀をたくましく生きる人間性豊かなめぐろの子どもの育成を目指します。

21世紀をたくましく生きる人間性豊かなめぐろの子ども



2 目指す学校像

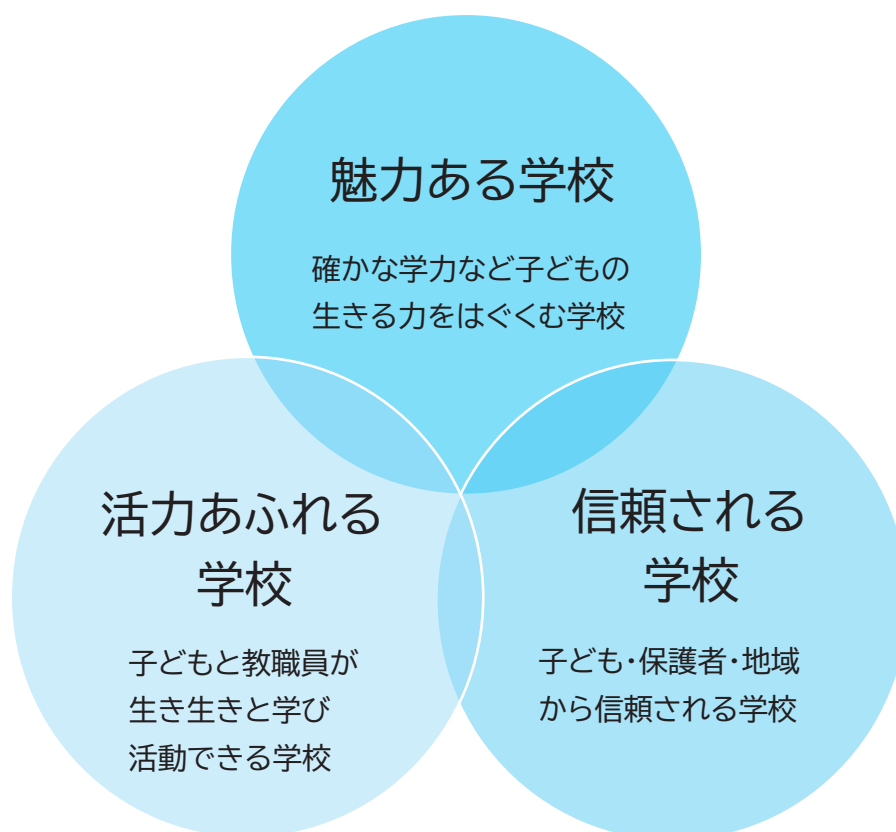
<魅力と活力にあふれ、信頼される学校>

「目指す子ども像」を実現するための基盤となる学校像を「目指す学校像」としました。

次代を担う子どもたちが、確かな学力を身に付け、心身とも健やかに育つことは、保護者、地域における全ての人々の願いです。学校教育は、人間形成の礎となる極めて重要な役割を担っており、そこに集う子どもたち相互の好ましい触れ合いを土台にして、夢や希望を抱いて成長できる場として期待されています。

子どもたちが、楽しく学び、活動し、一人ひとりの子どもに応じて、確かな学力、豊かな心、健やかな体など「生きる力」をはぐくむ「魅力ある学校」、子どもたちと教職員が共に生き生きと学び活動できる「活力あふれる学校」、学校を地域に一層開き、家庭や地域との連携・協力を重視した取組を展開し、子ども・保護者・地域から「信頼される学校」を目指していきます。

魅力と活力にあふれ、信頼される学校



第3章 取組の方向・推進施策・推進事業・実施策

◇ 施策の体系

取組の方向	推進施策
①確かな学力の向上 ⇒9 ページ	①-1 授業改善の推進
	①-2 個に応じた学習指導の充実
	①-3 ICTを活用した教育の充実
	①-4 外国語教育の充実
	①-5 理科教育の充実
	①-6 今日的課題に対応した教育の推進
②豊かな心の育成 ⇒16 ページ	②-1 人権教育・道徳教育の推進
	②-2 国際社会に対応する教育の推進
	②-3 体験学習の充実
	②-4 連合行事等の充実
③健やかな体の育成 ⇒22 ページ	③-1 体力向上に向けた取組の推進
	③-2 健康教育の推進
	③-3 食育の推進
④新しい時代の学校教育を支える環境整備 ⇒25 ページ	④-1 いじめ防止等の対応の充実
	④-2 不登校等への対応の充実
	④-3 特別支援教育の推進
	④-4 教室のICT環境整備と校務の情報化の推進
	④-5 学校図書館機能の充実と子ども読書活動の推進
	④-6 就学前施設・小学校・中学校間の連携・交流の強化
⑤魅力ある学校施設への更新 ⇒35 ページ	⑤-1 学校施設の計画的な更新
	⑤-2 学習・生活環境の改善
	⑤-3 中学校の適正規模の確保と適正配置の推進
⑥学校内外の連携・分担による学校マネジメントの実現 ⇒38 ページ	⑥-1 創意工夫を生かした学校づくりの促進
	⑥-2 学校評価の活用による教育活動と学校運営の改善・充実
	⑥-3 教員の資質・能力の向上
	⑥-4 「チーム学校」の機能強化
	⑥-5 働き方改革の推進
	⑥-6 学校・家庭・地域全体で子どもたちの成長を支える体制の整備
⑦子どもの安全・安心の確保 ⇒45 ページ	⑦-1 安全教育の推進と安全体制の確保
	⑦-2 家庭・地域の協力による安全対策
	⑦-3 学校・園における児童虐待の早期発見・早期対応の推進
	⑦-4 「新しい生活様式」等における予防策の推進

推進事業	実施策数
1) 学力調査の実施・活用 2) 指導方法の工夫・改善	6
3) 習熟度別少人数指導の充実 4) 補助的教員による指導の充実	3
5) 情報活用能力の育成 6) ICT機器を活用した指導力の向上	8
7) 英語授業の工夫・改善 8) 英語によるコミュニケーション機会の充実	4
9) 観察・実験の充実	2
10) 現代的な諸課題に関する教育の充実	1
11) 人権教育の充実 12) 教職員の人権意識の啓発 13) 道徳教育の充実 14) いじめ防止の教育の充実	10
15) 国際交流事業の充実 16) 日本語指導の充実 17) 伝統と文化に関する教育の推進	6
18) 自然宿泊体験教室事業の実施 19) 体験活動の充実	4
20) 連合行事・鑑賞教室の実施	2
21) めぐる ここカラダ月間の実施 22) 体力テストの実施	2
23) 健康課題解決に向けた事業実施	3
24) 食育の取組の充実 25) 安全・安心な学校給食の提供	5
26) いじめへの組織的な対応の実施・充実	4
27) 不登校児童・生徒等の学習支援の充実 28) 教育相談体制の充実 29) 関係機関との連携強化	4
30) 発達障害等の児童・生徒に対する支援体制の整備 31) 交流及び共同学習の充実	6
32) 保護者や関係機関等との連携による支援体制の充実	
33) 学校のICT環境整備 34) 校務系システムの改善	2
35) 学校図書館機能の充実 36) 区立小・中学校向け図書館サービスの実施	5
37) 小学校・中学校間の連携・交流の充実 38) 幼稚園、こども園等と小学校との円滑な接続	5
39) 小学校施設の計画的な更新	3
40) トイレの環境改善 41) 校庭の整備	3
42) 南部・西部地区の区立中学校の統合に向けた取組	1
43) 本区の特徴を生かした教育課程の編成・実施 44) 隣接学校希望入学制度	3
45) 学校評価の実施・活用	2
46) 職層や教育課題等に応じた研修の充実 47) 教員表彰制度の実施	3
48) 学校を支える人員体制の充実 49) 小学校における教科担任制等の推進 50) 部活動支援の充実	4
51) 学校・園における働き方改革の推進	3
52) 放課後フリークラブ事業の推進 53) 放課後子ども総合プランの推進体制の充実	3
54) 地域全体で子どもたちの成長を支える体制の構築に向けた取組	
55) 安全教育の推進 56) 防災教育の充実 57) 通学路の安全確保	8
58) 防犯・防災等の情報共有 59) 地域の協力による安全ネットワークの充実	2
60) 児童虐待の早期発見・早期対応の徹底に向けた取組の強化	2
61) 感染症対策の実施 62) 熱中症対策の実施	2
計	121

◇取組の方向別の推進施策・推進事業・実施策

【参考】各推進施策・推進事業・実施策ページの見方

① 8) 英語によるコミュニケーション機会の充実

② 20 日帰り体験型英語学習事業²²の実施 【教育指導課】 ④ ⑤ 新規

③ 英語を使用する楽しさや必要性を体感し、英語によるコミュニケーション機会の充実を図るため、小学校第6学年全児童と中学生(希望者)を対象に、日帰り体験型英語学習を実施します。

④ 【教育指導課】

⑤ ⑥ ⑦

21 中学校におけるイングリッシュ・キャンプ²³の拡大 【教育指導課】 ④ ⑥ ⑦

大鳥中学校で実施している夏季休業中のイングリッシュ・キャンプを、全中学校第2学年生徒(希望者)へ対象の拡大に向けた検討を進めます。

実施策	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
21 中学校におけるイングリッシュ・キャンプの拡大	検討	試行実施	拡大実施	▶	

①: 推進事業の通し番号、推進事業名を示します。

②: 実施策の通し番号、実施策名を示します

③: ページ下部に用語解説の記載があります。

④: 実施策の担当課を示します。

⑤: 実施策の対象となる学校等を示します。

⑥: 実施策の区分を示します。

⑦: 年度単位に取り組む内容を示します。また、前年度以前から実施し、計画期間中も継続的に行う取組は、巻末の実施策取組一覧表で示しています。

⑧: 実施策の区分を示します。

⑨: 実施策の区分を示します。

⑩: 実施策の区分を示します。

⑪: 実施策の区分を示します。

⑫: 実施策の区分を示します。

⑬: 実施策の区分を示します。

⑭: 実施策の区分を示します。

⑮: 実施策の区分を示します。

⑯: 実施策の区分を示します。

⑰: 実施策の区分を示します。

⑱: 実施策の区分を示します。

⑲: 実施策の区分を示します。

⑳: 実施策の区分を示します。

㉑: 実施策の区分を示します。

Society5.0¹時代の到来など、社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきた中、一人ひとりの児童・生徒が自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要です。

また、学校教育には、「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」、これら3つの資質・能力をバランスよくはぐくむことが求められています。これらの力を児童・生徒に身に付けさせるためには、各教員がICT²を効果的に活用し、「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業改善を図り、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現させることが重要です。

児童・生徒が個性と能力を伸ばし、社会を生き抜いていくための基盤として、児童・生徒一人ひとりの「確かな学力」を育成します。

■現状・取組の必要性■

- ◇ 国は2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿として、「個別最適な学び」と「協働的な学び」それぞれの学びを一体的に充実させることを示しています。教員は「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、指導内容及び方法の工夫・改善に取り組む必要があります。
- ◇ 「個別最適な学び」の実現に向け、指導の個別化や学習の個性化を行うなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、「個に応じた指導」の充実を図る必要があります。
- ◇ 国のGIGAスクール構想³に基づき整備した1人1台の学習用情報端末を活用し、児童・生徒の基礎的・基本的な知識・技能や、情報活用能力⁴、問題発見・解決能力等の資質・能力の確実な育成を目指します。児童・生徒が日常的に学習用情報端末を活用して、学習を進めることができるよう、これまでの実践とICTとを最適に組み合わせ、教育の質の向上につなげていくことが求められています。
- ◇ 外国人の方との関わりが増えることが予想される中、児童・生徒が将来にわたり、グローバル社会でたくましく生き抜いていけるようにするためには、英語力を身に付けさせ、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や、自らの考えや意見を論理的に説明することができる能力等を育成するなど、より一層、外国語教育の充実に取り組む必要があります。
- ◇ 令和3(2021)年度までに実施した目黒区学力調査⁵結果では、理科において、平均正答率・達成率が他の教科に比較して低い傾向が続いています。そのため、「知識・技能」の確実な定着を図る場面や、既習事項を活用する場面を設定するなどの授業改善をさらに進める必要があります。

¹ **Society5.0**…サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する社会。

² **ICT**…Information and Communication Technology の略。情報通信技術。

³ **GIGAスクール構想**…令和元（2019）年12月に文部科学省から発表されたプロジェクト。GIGAとはGlobal and Innovation Gateway for ALLの略。児童・生徒に1人1台の学習用情報端末と、全国の学校に高速大容量の通信ネットワークを整備し、多様な子どもたちに最適化された創造性をはぐくむ教育を実現する構想。

⁴ **情報活用能力**…情報及び情報手段を主体的に選択し、活用していくための個人の基礎的資質。

⁵ **目黒区学力調査**…各学校の指導法やカリキュラムの改善及び充実を図り、学力の定着・向上を目指すことを目的に、小学校第2学年から中学校第3学年までの児童・生徒を対象に前年度までの学習達成状況及び学習に対する意識等を調査する。

- ◇ 豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応できる資質・能力の育成が求められています。「主権者に関する教育」「消費者に関する教育」「法に関する教育」等、時代の進展に伴う多様な教育課題について教科等横断的な視点で指導をしていく必要があります。

◇推進施策①－1 授業改善の推進

児童・生徒の学力の定着状況を把握し、指導方法の工夫・改善を図ります。また、研修を充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します。

1) 学力調査の実施・活用

- 1 目黒区学力調査の実施 【教育指導課】 ①② 継続
小学校第2学年から中学校第3学年の児童・生徒を対象に、国語・社会・算数(数学)・理科・英語の学力調査及び意識調査を実施し、学習の取組状況等を把握します。
- 2 授業改善プラン⁶の作成・実施 【教育指導課】 ①② 継続
学力調査結果等を踏まえ、「授業改善プラン」を作成し、指導方法の工夫・改善に取り組み、確かな学力の定着を図ります。
- 3 学習相談・個人面談の実施と学習教材の活用 【教育指導課】 ①② 継続
学力調査結果を記録した個人票⁷による学習相談を実施します。また、「フォローアップワークシート」等を活用し、児童・生徒一人ひとりに応じた学習の充実を図ります。

2) 指導方法の工夫・改善

- 4 教育開発指定校の研究成果等の活用 【教育指導課】 ③④⑤ 継続
教育課題や学校等の課題の解決を図るため、教育開発指定校を指定し、指導方法等に関する研究を推進するとともに、研究発表会等を通して、成果を区立学校・園に普及します。
- 5 授業改善に関する研修の充実 【教育指導課】 ③④⑤ 継続
各学校・園における授業改善に関する研修を充実させるとともに、指導主事による学校・園訪問等を実施し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導・助言を行います。

⁶ 授業改善プラン…目黒区学力調査の結果を各学校において分析した上で、各学年・各教科の学習の定着状況に応じて今年度の指導の重点や授業改善の視点を示したものの。

⁷ 個人票…目黒区学力調査の結果について、十分学習が定着している項目や領域、課題のみられた項目や領域について記載し、児童・生徒一人ひとりが今後どのような学習を進めれば良いかを示した結果票。

- 6 指導資料（「目黒区授業改善の手引き」等）の活用【教育指導課】①② 新規
「目黒区授業改善の手引き」、「新学習指導要領⁸を踏まえた指導資料」等の各種指導資料を活用し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進します。

◇推進施策①-2 個に応じた学習指導の充実

児童・生徒の興味や関心、発達や学習の課題等を踏まえ、個に応じた学習指導を充実させます。

3) 習熟度別少人数指導の充実

- 7 都の指導方法工夫改善加配の活用 【教育指導課】①② 新規
都の指導方法工夫改善加配教員を活用し、小学校は算数科、中学校は数学科・外国語科(英語)において習熟度別少人数指導を行います。

4) 補助的教員による指導の充実

- 8 区の補助的教員の配置・活用 【教育指導課】①② 継続
区独自の学習指導講師⁹や学習指導員¹⁰を配置し、少人数指導¹¹やチーム・ティーチング¹²による指導を通して、個に応じた学習指導の充実を図ります。
- 9 放課後等における補習教室の実施 【教育指導課】①② 継続
補助的教員を活用した放課後等における補習教室など、通常の授業以外での学習の機会を設定し、学習指導の充実を図ります。

⁸ 学習指導要領…全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省が学校教育法等に基づき定める、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準。直近では、平成29（2017）年3月に改訂された。

⁹ 学習指導講師…基礎・基本の確実な定着を図ることをねらいとして、チーム・ティーチング、少人数授業や様々な教育活動への支援等を行う者（区の会計年度任用職員）。該当校種・教科の教員免許を有し、授業を担当することができる。

¹⁰ 学習指導員…基礎・基本の確実な定着を図ることをねらいとして、チーム・ティーチング、少人数授業や様々な教育活動への支援等を行う者（区の会計年度任用職員）。原則として該当校種・教科の教員免許を有しているが、授業を担当することはできない。

¹¹ 少人数指導…各教科等の授業において、児童・生徒が習熟度別に複数のグループを作り、それぞれに指導者がつくことにより、個に応じたきめの細かい指導を行う授業形態・方法。

¹² チーム・ティーチング…各教科等の授業において、担当の教員とチームを組む他の教員が入り、児童・生徒の習熟度に合わせて、担任教師を助力して行う授業形態。

◇推進施策①-3 ICTを活用した教育の充実

国のGIGAスクール構想に基づき、児童・生徒が「いつでも」「どこでも」「だれとでも」自分に合った方法で学習用情報端末を活用した学習を進め、学習指導要領の着実な実施とICTの活用により、情報活用能力の向上を図ります。

5) 情報活用能力の育成

- 10 ICT機器を活用した学習の推進【教育指導課】①② 拡充
発達段階に応じた情報活用能力の育成を進めるとともに、eラーニング¹³システム等のデジタル教材や様々なアプリケーションを活用した、個別最適な学びと協働的な学びの実現を図ります。
- 11 デジタル教科書¹⁴・教材の充実【教育指導課】①② 新規
指導者用デジタル教科書の活用を推進するとともに、学習者用デジタル教科書の導入に向けて検討していきます。また、学習に効果的なデジタル教材の充実を図ります。
- 12 プログラミング教育¹⁵の実施【教育指導課】①② 拡充
「プログラミング教育モデルカリキュラム」を改定し、発達段階に応じたプログラミング的思考の育成を図ります。
- 13 情報モラル¹⁶教育の推進【教育指導課】①② 拡充
「目黒区立小・中学校 情報モラル教育モデルカリキュラム」を活用し、発達段階に応じた情報モラル教育を推進します。
- 14 ICT支援員¹⁷・GIGA支援員¹⁸の活用【教育指導課】①② 拡充
ICT支援員及びGIGA支援員を配置し、教員と連携・協力しながら効果的なICTの利活用を進めます。

¹³ eラーニング…情報通信技術を用いて行う学び。

¹⁴ デジタル教科書…デジタル機器や情報端末向けの教材のうち、既存の教科書の内容と、それを閲覧するためのソフトウェアに加え、編集、移動、追加、削除などの基本機能を備えるもの。

¹⁵ プログラミング教育…子どもたちに、コンピュータに意図した処理を行うよう指示することができるということを体験させながら、コンピュータを活用できる知識・技能や物事を論理的に考えたり、よりよい人生や社会づくりに生かそうとする態度を養うこと。

¹⁶ 情報モラル…情報化の進展が生活に及ぼす影響を理解し、情報に関する問題に適切に対処し、積極的に情報社会に参加しようとする創造的な考え方や態度。

¹⁷ ICT支援員…各学校における日常的なICT活用、授業支援・校務支援、研修等の支援を行う者。

¹⁸ GIGA支援員…1人1台の学習用情報端末の導入に伴う端末操作・授業展開等の初期対応について研修の実施等を通して技術的な側面から支援を行う者。

15 情報端末等の使用に関する指針の活用【教育指導課】 小 中 新規

「目黒区児童・生徒の情報端末等の使用に関する指針¹⁹」に基づき、学校と家庭が連携し、児童・生徒が情報端末等を適切に使用できるようにします。

実施策		令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
10	ICT機器を活用した学習の推進	充実	▶			
11	デジタル教科書・ 教材の充実	検討	▶	導入	▶	
	学習者用 デジタル 教科書	充実	▶			
	教材	充実	▶			
12	プログラミング教育の実施	改定	実施	▶		
13	情報モラル教育の推進	充実	▶			
14	ICT支援員・GIGA支援員の活用	充実	▶			
15	情報端末等の使用に関する指針の活用	充実	▶			

6) ICT機器を活用した指導力の向上

16 ICT活用推進研修の充実 【教育指導課】 小 中 新規

教員一人ひとりのICT活用能力に応じた研修を実施します。また、各学校のICT活用推進リーダー²⁰を中心とした校内研修を充実させ、教員のICT活用能力の向上を図ります。

17 ICTに関する指導資料等の活用 【教育指導課】 小 中 新規*

「目黒区 授業改善の手引き～情報端末の利活用編～」等の指導資料を作成し、効果的な指導事例を共有することで、各学校のICT機器を活用した授業改善を推進します。

実施策		令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
17	ICTに関する指導資料等の活用	実施・ 充実	▶			

¹⁹ 目黒区児童・生徒の情報端末等の使用に関する指針…情報端末を介した様々なトラブルの未然防止のため、児童・生徒が情報端末等を利用する際、危険を回避するための学校と家庭での取組に関する指針。

²⁰ ICT活用推進リーダー…各学校におけるICT機器を活用した授業の推進を図る中核となる教員。

◇推進施策①-4 外国語教育の充実

小学校第1学年から、英語の音声や基本的な表現に慣れ親しむことができるよう、区独自の外国語教育モデルカリキュラムに基づいた指導を行うとともに、体験的な活動を実施し、小・中学校9年間を通した外国語教育を充実させます。

7) 英語授業の工夫・改善

- 18** 外国語指導員（ALT）²¹の派遣・活用 【教育指導課】 **小** **中** **継続**
 全小・中学校へALTを派遣し、ネイティブスピーカーであるALTとの直接的な会話などにより英語学習への意欲を高め、コミュニケーション能力の向上を図ります。
- 19** 英語4技能検定の実施・活用 【教育指導課】 **中** **新規**
 中学校第2学年全生徒を対象に英語4技能検定試験を実施します。また、その結果を活用し、授業改善を推進します。

8) 英語によるコミュニケーション機会の充実

- 20** 日帰り体験型英語学習事業²²の実施 【教育指導課】 **小** **中** **新規**
 英語を使用する楽しさや必要性を体感し、英語によるコミュニケーション機会の充実を図るため、小学校第6学年全児童と中学生（希望者）を対象に、日帰り体験型英語学習を実施します。
- 21** 中学校におけるイングリッシュ・キャンプ²³の拡大 【教育指導課】 **中** **拡充**
 大鳥中学校で実施している夏季休業中のイングリッシュ・キャンプを、全中学校第2学年生徒（希望者）へ対象の拡大に向けた検討を進めます。

実施策	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
21 中学校におけるイングリッシュ・キャンプの拡大	検討	試行実施	拡大実施		

²¹ 外国語指導員（ALT）…Assistant Language Teacher の略。英語を母国語とする者で、英語の授業や外国語活動で日本人の教員を補助する。本区では、児童・生徒の英語の発音やコミュニケーション能力、異文化理解の向上などを目的に各小・中学校へ派遣し、授業を補助している。

²² 日帰り体験型英語学習事業…東京都が開設した「英語で学ぶ」体験型英語学習施設「TOKYO GLOBAL GATEWAY（TGG）」を活用し、普段の学習環境である教室とは異なる非日常の空間で、様々な体験型の学習をオールイングリッシュで行うことにより、英語によるコミュニケーション能力、英語・異文化理解に対する興味・関心の向上を図る事業。

²³ イングリッシュ・キャンプ…ALTとの宿泊活動を通じて、英語によるコミュニケーションに対する意欲と能力の向上及び異文化の理解を図るため、夏季休業中に八ヶ岳林間学園において行う事業。

◇推進施策①－5 理科教育の充実

理科に対する興味・関心を高め、科学的リテラシー²⁴を向上させるために、体験的な学習である観察や実験の充実を図ります。

9) 観察・実験の充実

22 観察実験支援員²⁵の配置・活用 【教育指導課】 小(中) 継続
観察実験支援員等の活用により、観察や実験の学習を充実させ、確かな学力の定着を図ります。

23 理科指導者研修の実施 【教育指導課】 小(中) 新規*
目黒区学力調査によって課題があった学習内容を中心に、授業改善のための具体的な研修を実施し、教員の指導技術を高め、理科教育の一層の充実を図ります。

実施策	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
23 理科指導者研修の実施	実施・ 充実	▶			

◇推進施策①－6 今日の課題に対応した教育の推進

「主権者に関する教育」「消費者に関する教育」「法に関する教育」等、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、各教科等の内容と関連付けながら横断的な視点で育成します。

10) 現代的な諸課題に関する教育の充実

24 「教科等横断的な教育推進資料」の活用 【教育指導課】 小(中) 新規
「現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育推進資料」「主権者教育」「ESD(持続可能な開発のための教育)」「食に関する教育」「キャリア教育」「消費者に関する教育」「伝統や文化に関する教育」「法に関する教育」「性教育」等)を活用し、指導の充実を図ります。

実施策	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
24 「教科等横断的な教育推進資料」の活用	充実	▶			

²⁴ 科学的リテラシー…自然界及び人間の活動によって起こる自然界の変化について理解し、意思決定するために、科学的知識を使用し、課題を明確にし、証拠に基づく結論を導き出す能力。

²⁵ 観察実験支援員…理科の観察・実験活動の充実を図るため、理科室等の環境整備、理科の観察・実験活動に係る準備・調整・片付けを行う者。

豊かな心は、自他の違いを認め、他人を思いやることや自然を愛し、美しいものに感動する体験などからはぐくまれます。人権教育・道徳教育や自然体験、国際交流や伝統・文化体験等、体験的な学習を充実させ、子どもたちの豊かな心を育成します。

■現状・取組の必要性■

- ◇ 情報化、少子高齢化等の進展に伴い、新たな人権問題も生じている中、幼児・児童・生徒が他者の人権を尊重し、人権尊重の精神を生活の中に生かしていくことが求められています。道徳教育の充実を通して、児童・生徒が、自分はどうすべきか、自分に何ができるかを判断し、実行する手だてを考え、実践できるようにすることが求められています。
- ◇ 東京都や目黒区の外国人住民は増加傾向にあります。多様なルーツをもつ全ての人々の人権が守られ、互いの文化や生活習慣を理解し尊重し合う多文化共生社会の実現に向けて、発達段階に応じた国際理解教育がさらに求められています。また、少子高齢化等、豊かな伝統や文化の継承が危機的な状況にあるため、初等中等教育から、歴史、伝統、文化に対する理解を深め、これらを尊重する態度や、文化芸術を愛好する心情、豊かな心の涵養を図ることが求められています。
- ◇ 産業・就業構造が大きく変化している中で、児童・生徒が、将来社会人、職業人として自立していくための教育の推進が求められています。発達段階に応じて、人、社会、自然、文化と関わるボランティア活動を通して、他者と積極的にコミュニケーションする能力や態度を身に付け、将来の仕事に対する関心・意欲を高めるとともに、自己実現に向けて努力する意欲等を養うことが求められています。
- ◇ 都市化が進んだ結果、都市部を中心に、地域とそこに居住している者との関わりは、希薄化しているといわれています。目黒区に対する誇りと愛情、目黒区の一員としての自覚をもつ機会や、体育や文化について日常の学習の成果を発揮する場や、美しい芸術を共に体験し、感動を分かち合う機会が求められています。

◇推進施策②-1 人権教育・道徳教育の推進

本区では、「目黒区子ども条例²⁶」を制定するなど人権に関する諸施策を展開しています。学校教育においては、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、相互理解と連帯意識を培い、あらゆる差別や偏見をなくすため、子どもたちの発達段階に応じた人権教育を推進します。また、研修の実施等により、教員の意識啓発に努めます。

道徳教育については、「特別の教科 道徳」を要とした学校の教育活動全体を通じ、子どもたちが道徳的諸価値の理解を基に自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深められるよう取り組みます。

また、いじめは、重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為であるとの認識の下、一人ひとりの子どもがお互いを尊重し、大切にすることを推進します。

²⁶ 目黒区子ども条例…子どもの権利を尊重することが、未来を担う子どもの生きる力をはぐくみ、子どもと大人が共に創る豊かな地域社会の形成につながるという考えの下、平成17（2005）年に制定した条例。条例の全文はホームページ（右コード）でご覧になれます。



1 1) 人権教育の充実

25 人権教育推進校事業の実施 【教育指導課】 幼(こ)小(小)中(中) 継続
 学校や地域における人権教育推進上の諸課題に系統的、組織的に取り組み、様々な人権課題に関わる差別意識の解消を図るための教育を推進します。

26 性的指向及び性自認に基づく困難等の解消に向けた対応の充実【教育指導課】
 幼(こ)小(小)中(中) 新規
 「『性的指向及び性自認に基づく困難等の解消に向けた対応指針』に基づく目黒区立学校・園における対応マニュアル」を活用し、幼児・児童・生徒の心情に配慮した対応を行います。

27 生命（いのち）の安全教育²⁷の実施 【教育指導課】 幼(こ)小(小)中(中) 新規*
 区立全幼稚園・こども園、小・中学校において、生命（いのち）の安全教育を実施できるよう、系統的な学習計画や、指導案例、教材等をまとめた「生命（いのち）の安全教育の手引き」を作成し、発達段階に応じた指導を行います。

実施策	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
27 生命（いのち）の安全教育の実施	検討・ 実施	実施・ 充実	▶		

1 2) 教職員の人権意識の啓発

28 人権教育研修の実施 【教育指導課】 幼(こ)小(小)中(中) 継続
 教職員の人権意識の醸成啓発を図るため、「目黒区人権感覚チェックシート」等を活用した人権教育研修を実施します。また、「人権教育推進委員会だより」を人権教育の推進に活用します。

29 「目黒区体罰等根絶マニュアル」の活用 【教育指導課】 幼(こ)小(小)中(中) 継続
 「目黒区体罰等根絶マニュアル」を研修等で活用し、体罰は許されないものであることを指導者一人ひとりが認識して、体罰・不適切な指導がゼロになることを目指します。

²⁷ 生命（いのち）の安全教育…発達の段階に応じて「生命（いのち）を大切にする」、性暴力等の「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教育。文部科学省が令和3（2021）年4月に子どもを性暴力の当事者にならないための「生命（いのち）の安全教育」の教材と指導の手引きを公表した。

1 3) 道徳教育の充実

- 30 道徳授業地区公開講座の実施 【教育指導課】 小 中 継続
「特別の教科 道徳」の授業を公開し、保護者・区民との意見交換会を実施します。
- 31 組織的な道徳教育の充実【教育指導課】 小 中 継続
道徳教育推進教師が中心となって道徳教育を推進するとともに、学級担任だけでなく、学年担当者等がローテーションで授業を行うなど、道徳授業の充実を図ります。

1 4) いじめ防止の教育の充実

- 32 いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議の実施 【教育指導課】 小 中 継続
中学校区ごとに「いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議」を実施し、児童・生徒による意見交換を通して、いじめのない学校を目指そうとする態度を育てます。
- 33 いじめ防止啓発ポスター・リーフレットの作成・配付 【教育指導課】 小 中 継続
いじめの未然防止に向けて、児童・生徒が主体的に取り組む意識を高めるため、いじめ防止啓発ポスター・リーフレットを作成し、配付します。
- 34 学校生活アンケート等の実施・活用 【教育指導課】 小 中 新規
いじめの早期発見と対応を促進するため、学校生活アンケート及び「よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート(hyper-QU)²⁸」を実施し、活用します。



【いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議の様子】



【令和3(2021)年度いじめ防止啓発ポスター】

²⁸ よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート (hyper-QU) …学級における生活意欲や満足度、ソーシャルスキルの状況について質問紙調査をすることで、児童・生徒一人ひとりの学級での居心地の良さを知り、いじめ問題の早期発見と対応を促進するとともに、学級経営上の一助とする。

◇推進施策②－2 国際社会に対応する教育の推進

小・中学校において、各教科、「特別の教科 道徳」、特別活動や総合的な学習の時間等を通して行われる国際理解教育の中で、外国との交流活動や伝統文化に関する学習を推進します。

また、帰国児童・生徒や外国籍の児童・生徒などを対象とした日本語指導の充実を図ります。

1 5) 国際交流事業の充実

35 海外の学校との交流 【教育指導課】 小 中 継続

海外の友好都市(中国北京市東城区、韓国ソウル特別市中浪区)との賀状交換や東城区及び米国ジョージア州チェロキー郡との書画作品交流などを行います。国際的な視野を広め、共に生きていくための態度を養います。

36 外国の学校や留学生、大使館員等との交流活動への支援【教育指導課】 小 中 継続

区内にある大学等の留学生や大使館員の方などを迎えた交流会等を支援します。

1 6) 日本語指導の充実

37 日本語指導の実施 【教育指導課】 小 中 継続

日本語国際学級や日本語教室設置校における指導のほか、大学との連携・協力による日本語指導を実施します。

38 日本語指導担当者間の情報共有 【教育指導課】 小 中 継続

日本語指導を担当する指導者を対象にした担当者連絡会を開催し、資質・能力の向上を図ります。

1 7) 伝統と文化に関する教育の推進

39 能・狂言師派遣事業(体験ワークショップ)の実施 【教育指導課】 小 継続

能・狂言師を派遣した体験ワークショップを全小学校で実施し、日本の伝統・文化に直接触れる機会を創出します。

40 和楽器・茶華道体験教室の実施 【教育指導課】 小 継続

楽器体験ワークショップの実施を通して、演奏を聴いたり、和楽器に触れたりします。また、茶華道体験教室により、礼儀作法やおもてなしの心を学びます。

◇推進施策②－3 体験学習の充実

自然宿泊体験教室²⁹や職場体験・ボランティア活動を行うことを通して、自然や生命を尊重する心や他人への思いやりのある心をはぐくみ、主体的に進路を選択決定する態度や意欲を培うなど、豊かな人間性や豊かに生きるための価値観を養います。

18) 自然宿泊体験教室事業の実施

41 八ヶ岳林間学園・興津自然学園での実施 【学校運営課】 小 中 継続

教育活動の一環として、自然環境を生かした体験活動と集団生活を通じ、自立心や規範意識等の育成を図るため、区有施設である八ヶ岳林間学園(山梨県北杜市)、興津自然学園(千葉県勝浦市)を拠点とした自然宿泊体験教室(宿泊型校外学習)を実施します。



【八ヶ岳林間学園での登山の様子】



【興津自然学園での磯観察の様子】

42 友好都市(角田市・気仙沼市・金沢市)での実施 【学校運営課】 小 中 継続

教育交流の一環として、自然宿泊体験教室を友好都市で実施し、現地小・中学校との交流活動や地域の歴史、文化の学びを通じ、相互理解を深めます。

なお、角田市での自然宿泊体験教室は東日本大震災の影響により休止しており、再開時期は引き続き検討していきます。

19) 体験活動の充実

43 職場体験の実施 【教育指導課】 中 継続

社会の一員としての自覚を促すとともに、望ましい社会性や勤労観・職業観を育成するため、区内にある事業所等と連携し、中学校第2学年で職場体験を実施します。

²⁹ 自然宿泊体験教室…教育課程の一環として、学校内における日常的な指導では十分な効果をあげることができない内容について学習するため、小学校第4学年から中学校第1学年までを対象とし、小学校第4・6学年が興津自然学園(千葉県勝浦市)を、小学校第5学年と中学校第1学年が八ヶ岳林間学園(山梨県北杜市)を拠点に実施している。また、本区の友好都市である宮城県角田市(現在休止中)、気仙沼市及び石川県金沢市を拠点に教育交流を交えた行事を実施している。

- 44 福祉体験活動、ボランティア活動の推進 【教育指導課】 小④ 中④ 継続
目黒区社会福祉協議会や福祉施設等と連携した福祉体験活動や各学校のボランティア活動を推進します。

◇推進施策②-4 連合行事等の充実

自他の良さを見付け合い、自己の成長を振り返り、積極的に自己を伸ばしようとする態度を養うため、互いの運動や演奏を見合う連合行事を実施します。多様な文化や芸術に親しみ、豊かな情操をはぐくむため、プロフェッショナルの楽団の演奏や劇団の演技を鑑賞します。

20) 連合行事・鑑賞教室の実施

- 45 連合行事の実施 【教育指導課】 幼② 小④ 中④ 継続
連合音楽会(小学校第5学年、中学校第2学年)、中学校連合体育大会(全中学生)、連合展覧会「めぐろの子どもたち展」(全幼児・児童・生徒)を実施します。また、特別支援学級³⁰(知的・肢体)の児童・生徒を対象に特別支援学級連合運動会を実施します。

- 46 鑑賞教室の実施 【教育指導課】 小④ 中④ 継続
音楽鑑賞教室(小学校第6学年、中学校第3学年)、演劇鑑賞教室(小学校第6学年)を実施します。



【連合音楽会の様子】



【演劇鑑賞教室の様子】

³⁰ 特別支援学級…小学校、中学校等において、障害のある児童・生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級。

健やかな体の育成

体力は、諸活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実にも大きく関わる「生きる力」を支える重要な要素です。

子どもたちが生涯にわたって運動に親しむ態度や意欲・関心を高める取組を推進し、子どもたちの健やかな体の育成を図ります。また、子どもたちの健全な食生活の実践に向けて食育を推進します。

■現状・取組の必要性■

- ◇ 本区の児童・生徒の体力は、東京都の体力合計平均値を概ね上回っているものの、昭和60(1985)年頃と比較すると、低い水準となっています。また、新型コロナウイルス感染症対策に伴う教育活動の制限の影響による体力の低下が懸念されています。東京都統一体力テスト³¹の実態を把握・分析し、全ての児童・生徒の運動への興味・関心を高め、運動への苦手意識をなくし、基礎的な体力の向上を図ることが必要です。
- ◇ 幼児・児童・生徒が自分自身の健康に対する関心を高め、生涯にわたって、主体的に健康を保持・増進しようとする態度を養うことが必要です。
- ◇ テレビ、ゲーム、スマートフォン等情報端末の長時間の使用や塾通いなど、子どもの運動機会は減少しています。学校における子どもの体力・運動能力や健康課題等に関する取組が必要でです。
- ◇ 核家族化の進展や生活様式の多様化により「食」を取り巻く状況が大きく変わりつつあります。また、食品の安全性の問題や栄養の偏りなどから起こる過度の肥満や痩身の問題等が指摘されています。学校においては、学校給食を活用した指導の充実を図るとともに、学校教育活動全体で食に関する指導を充実する取組が必要でです。

◇推進施策③－1 体力向上に向けた取組の推進

子どもたち一人ひとりが目標を立てて体力の向上や生活習慣の改善に取り組み、家庭とも連携しながら健康の保持増進及び体力向上の取組を進めます。

21) めぐる ここカラダ月間³²の実施

47 「めぐる ここカラダ月間」の実施 【教育指導課】 幼(こ)小(中) 新規

「めぐる ここカラダ月間」を設定し、「めぐる ここカラダシート」等の活用を通して、家庭と連携を図りながら、系統的な健康の保持増進及び体力向上に努めます。

³¹ 東京都統一体力テスト…児童・生徒の体力が低下している状況に鑑み、東京都の児童・生徒の体力・運動能力及び生活・運動週間等の実態を把握・分析することを目的として、小学校第1学年から中学校第3学年の全児童・生徒を対象とした調査。

³² めぐる ここカラダ月間…東京都統一体力テスト実施月間である6月、東京都体力向上努力月間である10月、新しく年が始まる1月を「めぐる ここカラダ月間」として、「めぐる ここカラダシート」を活用して自己の健康や体力について振り返る時間を設定する。

実施策	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
47 「めぐろ ここカラダ月間」の実施	実施・ 検討	充実	▶		

2 2) 体力テストの実施

48 体力テストの実施・活用 【教育指導課】 ①② 継続

東京都統一体力テストを小・中学校全学年で実施し、結果の分析・活用を推進します。

◇推進施策③-2 健康教育の推進

学校健康トレーナー³³の学校派遣や、「めぐろ元気あっぷ教室³⁴」の開催など、一人ひとりの課題に応じた運動指導や課題の改善に取り組み、健康課題解決に向けた事業を推進します。

2 3) 健康課題解決に向けた事業実施

49 学校健康トレーナーの学校派遣 【学校運営課】 ① 継続

学校健康トレーナーを全小学校へ定期的に派遣し、一人ひとりの課題に応じた運動指導を行います。

50 「めぐろ元気あっぷ教室」の開催 【学校運営課】 ① 継続

健康課題(肥満・体力不足等)がある児童を対象に「めぐろ元気あっぷ教室」を開催し、課題の改善に取り組みます。

51 小児生活習慣病専門医等による健康相談・講演 【学校運営課】 ① 継続

学校健康トレーナーによる健康相談、食育推進指導員(管理栄養士)による栄養相談、小児生活習慣病専門医による講演・相談事業等を行います。

³³ 学校健康トレーナー…健康課題(肥満や体力不足等)のある児童の健康課題改善に資するため、各小学校で巡回指導等を行う健康運動指導士又は保健体育一種免許等を有する者(区の会計年度任用職員)。

³⁴ めぐろ元気あっぷ教室…区立小学校の児童を対象とした事業で、学校健康トレーナーが子ども達の健康状態や体力に合わせた運動プログラムを作成し、一緒に運動することで健康課題の改善に取り組む健康教室。

◇推進施策③－3 食育の推進

食育指針に基づく食育の推進を図るとともに、特別給食の実施や、食育実践事例集の普及・啓発により食育の取組の充実に努めます。

また、食物アレルギー対策への取組や給食食材の放射性物質検査の実施により、安全・安心な学校給食の提供を推進します。

2.4) 食育の取組の充実

52 食育指針に基づく食育³⁵の推進 【学校運営課】 幼 小 中 継続

「学校(園)における食育指針」や新たに作成したマニュアルに基づき、幼稚園・こども園、小・中学校での食育の推進を図ります。

53 特別給食の実施 【学校運営課】 小 中 継続

食文化の伝承を図るため、日本各地の郷土料理や行事食や、世界の食文化を理解するための世界の料理等の特別給食を小・中学校で実施します。

54 食育実践事例集の普及・啓発 【学校運営課】 幼 小 中 継続

食育実践事例集として発行した「みんな大好き学校給食」の普及・啓発により、学校、家庭、地域が連携した食育の取組を推進します。

2.5) 安全・安心な学校給食の提供

55 食物アレルギー対策への取組 【学校運営課】 幼 小 中 継続

食物アレルギーをもつ児童・生徒への安全な学校給食の提供に取り組むとともに、アレルギー症状を発症した場合の適切かつ迅速に対応する、対応マニュアルの周知徹底や緊急時に備えた実践的な研修を実施します。

56 給食食材の放射性物質検査の実施 【学校運営課】 幼 小 中 継続

給食食材に対する保護者等の不安軽減を図るため、給食の主要食材である米、牛乳及び使用前食材の放射能物質検査を実施します。

³⁵ 食育…食に関する正しい知識と望ましい食習慣などを身に付けることにより、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性をはぐくんでいくための基礎を培うための教育。本区では、学校における食育の目標と基本的指針、推進体制などを定めた「学校(園)における食育指針」を策定し、食育を推進している。

確かな学力の定着や豊かな人間性の育成、健康の増進と体力の向上など、学校教育の様々な課題を解決していくために、校・園長のリーダーシップの下、全教職員が一体となって、新しい時代の学校教育を支える環境整備に組織的に取り組みます。

■現状・取組の必要性■

- ◇ いじめは、重大な人権侵害であり絶対に許されない行為です。いじめが社会問題となる中で制定された「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえ、区としても、多角的な取組を展開し、積極的にいじめを認知するとともに、早期対応・早期解決を図る必要があります。また、いじめを原因として、生命や心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている状態が生じたりするなどの重大事態に対しても、教育委員会と学校が連携して、組織的に対応することが求められています。
- ◇ 不登校の児童・生徒数は増加傾向にあり、学習支援教室「めぐろエミール」や教育相談、スクールカウンセラー(SC)³⁶、スクールソーシャルワーカー(SSW)³⁷等の各担当者が連携・協力し、児童・生徒の支援の強化に取り組むことが必要です。
- ◇ 区立小・中学校の特別支援学級では、一人ひとりの障害の種類や程度も多様化しています。また、通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒は増加の傾向にあり、特別支援教室の利用も含めて、一人ひとりの状況に応じた指導や支援が必要です。
- ◇ 児童・生徒1人1台の学習用情報端末の活用を含む教育の情報化の推進により、どのような状況下においても教育活動を展開できる環境整備が必要です。
- ◇ 児童・生徒の主体的・意欲的な学習活動を進め、豊かな感性や情操をはぐくむため、読書活動の推進や図書館の機能を充実させていくことが必要です。
- ◇ 近年、区立中学校への進学率(在籍率)は55%程度で推移しています。区立中学校が一定の規模を維持し、多様な人間関係を通じた学習活動等を充実していくためには、中学校教員による出前授業や部活動体験などの小・中連携の交流活動等を通して、区立中学校がもつ魅力を発信していく工夫が求められています。また、子どもの成長や発達に連続しているため、就学前教育機関、小学校、中学校が連携し、教育効果を高めるとともに、成果を保護者へ発信する必要があります。

³⁶ **スクールカウンセラー (SC)** …臨床心理に関し高度に専門的な知識・経験を有する者であり、心の専門家として、専門性を有しつつ、児童・生徒へのカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言・援助を行う者。

³⁷ **スクールソーシャルワーカー (SSW)** …教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有し、問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていくコーディネーター的な役割を担う者。

◇推進施策④-1 いじめ防止等の対応の充実

「目黒区いじめ防止対策推進条例³⁸」、「目黒区いじめ防止基本方針」などにに基づき、関係機関との連携や附属機関の設置など、いじめ防止等の取組体制の一層の強化を図ります。

26) いじめへの組織的な対応の実施・充実

57) いじめ問題対策連絡協議会・委員会の開催 【教育指導課】 継続

いじめ問題対策連絡協議会及びいじめ問題対策委員会を定期的に行き、本区はいじめ防止の取組やいじめの状況を共有するとともに、関係機関との連携について共通理解を図ります。

58) いじめ重大事態への対応 【教育指導課】 小④ 新規

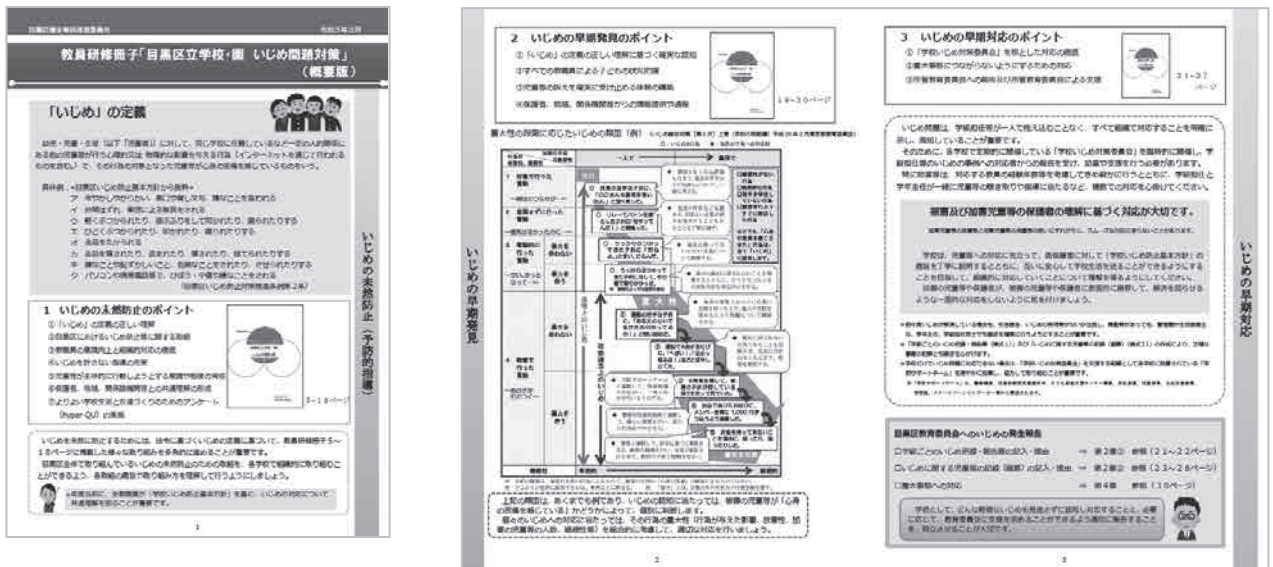
いじめ重大事態への対応に関するマニュアルを策定し、いじめ問題緊急対策本部やいじめ問題対策委員会の招集など、学校、教育委員会が、組織的かつ迅速に対応します。

59) 学校いじめ対策委員会の開催 【教育指導課】 小④ 継続

各学校はいじめ防止対策基本方針に基づき、学校いじめ対策委員会を定期的に行き、組織的にいじめの未然防止、早期発見、早期対応を行います。また、状況に応じて外部人材を加えた「学校サポートチーム」を招集し、複雑化・多様化したいじめに対応できるようにします。

60) 教員研修冊子の活用 【教育指導課】 幼③小④ 新規

いじめの未然防止、早期発見、早期対応を適切に行うために、教員研修冊子「目黒区立学校・園 いじめ問題対策」を活用した「いじめに関する研修」を実施します。



【教員研修冊子「目黒区立学校・園 いじめ問題対策」】

38 目黒区いじめ防止対策推進条例…いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対応）の取組を一層強化するため、平成29（2017）年に制定した条例。条例の全文はホームページ（右コード）でご覧いただけます。



◇推進施策④－２ 不登校等への対応の充実

教育相談員、スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)、学習支援教室「めぐろエミール」や関係機関などと連携を図りながら、いじめ・不登校等の諸問題の早期発見と対応を促進します。

27) 不登校児童・生徒等の学習支援の充実

61) 学習支援教室「めぐろエミール」の運営 【教育支援課】 継続

多様化・複雑化した要因による不登校児童・生徒の学習支援を行うため、一人ひとりの学習上の困難さに応じた学習の個別指導・支援を行います。また、児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた不登校児童・生徒の居場所としての機能の充実を図ります。

28) 教育相談³⁹体制の充実

62) スクールカウンセラー・教育相談員の活用 【教育支援課】 幼(こ)小(中) 継続

スクールカウンセラー(SC)を幼稚園・こども園、小・中学校へ派遣するとともに、電話や来室による教育相談機能の充実を図ります。

63) スクールカウンセラー・教育相談員等の研修会実施 【教育支援課】 継続

スクールカウンセラー(SC)、教育相談員、スクールソーシャルワーカー(SSW)等を対象とした研修会を実施し、資質・能力の向上を図ります。

29) 関係機関との連携強化

64) スクールソーシャルワーカーの活用 【教育支援課】 幼(こ)小(中) 継続

関係機関等との連携・調整を行いながら、幼児・児童・生徒が置かれた環境の問題に働き掛けることなどにより、困難の解消を図ります。

³⁹ 教育相談…一人ひとりの幼児・児童・生徒の自己実現を目指し、本人又はその保護者などに、その望ましい在り方を助言すること。

◇推進施策④－3 特別支援教育の推進

共生社会の実現に向けて全ての子どもが可能な限り共に学び、自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様な学びの場を充実していくインクルーシブ教育システム⁴⁰の構築を基本的な考え方として、特別支援教育⁴¹を推進します。

30) 発達障害等の児童・生徒に対する支援体制の整備

65 特別支援教室事業の適切な運営 【教育支援課】 小 中 継続

東京都特別支援教育推進計画(第二期)・第一次実施計画に基づき、在籍小・中学校における特別支援教室事業を実施します。

66 特別支援教育支援員⁴²の適切な配置 【教育支援課】 小 中 継続

小・中学校の通常の学級に在籍し、生活面及び学習面で特別な支援を要する児童・生徒に対し、学校での行動観察を通して、児童・生徒の状態を的確に把握し、安全確保・身辺自立・コミュニケーション・授業参加などの必要とする支援が受けられるよう、特別支援教育支援員を適切に配置します。

31) 交流及び共同学習⁴³の充実

67 通常の学級と特別支援学級、通常の学級と特別支援学校の交流等の充実

【教育支援課】 小 中 継続

障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ、交流及び共同学習の充実を図ります。

⁴⁰ **インクルーシブ教育システム**…人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。

⁴¹ **特別支援教育**…障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

⁴² **特別支援教育支援員**…小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害等のある児童・生徒に対して支援を行う者。

⁴³ **交流及び共同学習**…障害のある子どもと障害のない子ども、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に学ぶ学習活動。相互の触れ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面がある。

3 2) 保護者や関係機関等との連携による支援体制の充実

68 就学相談⁴⁴及び継続相談の実施 【教育支援課】 幼(○)小(○)中(○) 継続

小・中学校への就学に当たり、子どもたちに必要な教育や支援について、保護者に情報提供を行います。また、就学後も保護者や学校関係機関との連携により充実に図ります。

69 教育支援推進委員会・就学支援委員会等の実施 【教育支援課】 幼(○)小(○)中(○) 継続

障害や支援の必要がある児童・生徒等の教育的支援に係る様々な課題について、検討を行います。また、障害や支援の必要がある児童・生徒等の区立小・中学校への就学・転学について、調査・審議を実施し、一人ひとりに合った就学先や学びの場の情報を提供するとともに、特別支援教室等を利用する児童・生徒への支援を行います。

70 小学校就学前ガイダンスの実施 【教育支援課】 幼(○)小(○)中(○) 拡充

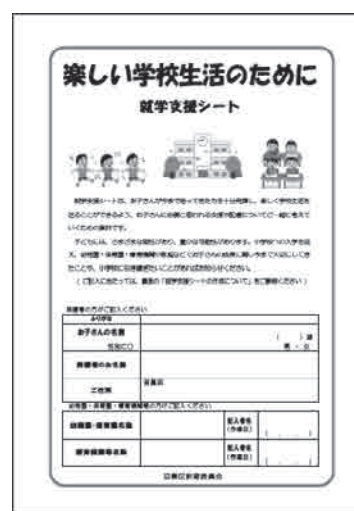
幼稚園、こども園、保育園等を訪問し、在籍する幼児の集団生活上の困難さを改善するための教育的支援について、教職員及び保護者からの相談を受け、幼児の行動観察や助言を行います。

実施策	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
70 小学校就学前ガイダンスの実施	拡大	実施	▶		



【就学相談のしおり】

就学相談の概要をまとめた資料



【就学支援シート】

子どもが楽しく学校生活を送ることができるよう必要な支援や配慮を共に考えていくための資料

⁴⁴ 就学相談…障害や支援の必要がある幼児・児童・生徒等の区立小・中学校への就学・転学に当たり、子どもたちに必要な教育や支援について、保護者に情報提供を行い相談に応じること。

◇推進施策④－４ 教室のICT環境整備と校務の情報化の推進

学校教育を支える基盤としてICTは必要不可欠なものとなっており、教員や児童・生徒が日常的にストレスなく、安心してICTを活用することができるよう、計画的にICT環境の整備を進めていきます。

3.3) 学校のICT環境整備

- 71 学校ICT環境整備⁴⁵の実施 【学校ICT課】小④ 拡充 〈実施計画事業〉
 区立全小・中学校のICT機器(指導者用端末、大型提示装置等)を順次更新し、GIGAスクール構想を前提としたクラウドサービス⁴⁶の利用や遠隔・オンライン教育に適合したICT環境を整備します。

実施策	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
71 学校ICT環境整備の実施	検討	実施			

3.4) 校務系システム⁴⁷の改善

- 72 校務系システムの維持・管理及び改善の実施 【学校ICT課】小④ 拡充
 情報セキュリティを確保するとともに、クラウドサービスやICT技術を効果的に活用した校務系システムの構築・整備を行います。

実施策	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
72 校務系システムの維持・管理及び改善の実施	検討		実施	運用	

⁴⁵ ICT環境整備…学校においては、校内LANの整備やインターネット接続環境の整備をはじめ、パソコンや大型提示装置(大型ディスプレイ又はプロジェクタ)などICT機器の配備などを指す。

⁴⁶ クラウドサービス…サービス提供会社が提供するソフトウェアやデータを利用者がインターネットを通してアクセスすることにより利用するサービス。

⁴⁷ 校務系システム…成績処理や出欠席管理等の校務処理を行うためのシステム。

◇推進施策④－5 学校図書館機能の充実と子ども読書活動の推進

学校図書館が有する、児童・生徒の読書活動や児童・生徒への読書指導の場となる「読書センター」としての機能、児童・生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能、児童・生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童・生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能について充実を図ります。

また、区立図書館と連携しながら、子どもたちの読書活動を推進します。

35) 学校図書館機能の充実

73 学校図書館資料の整備 【学校運営課】 小 中 継続

学校図書館が「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」としての機能を発揮できるよう、電子書籍の活用状況を見据えつつ学校図書館資料の充実を図ります。

74 学校図書館支援員⁴⁸等の配置 【教育指導課】 小 中 継続

学校図書館支援員を配置し、各学校の保護者ボランティアへの支援と学校図書館の整備を推進します。また、学校司書の配置を検討していきます。

75 修理講習会の実施 【八雲中央図書館】 小 中 継続

区立小・中学校の図書委員、学校図書館支援員向けに修理講習会を行うことにより、学校図書館の活動を支援します。

実施策	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
74 学校図書館支援員等の配置	拡大検討	▶			

⁴⁸ 学校図書館支援員…学校の読書活動及び学校図書館の機能の一層の充実を図るため、司書、司書補又は司書教諭免許を有する者及び図書館勤務経験のある者を教育委員会が公募、登録し、学校に派遣される者。

36) 区立小・中学校向け図書館サービスの実施

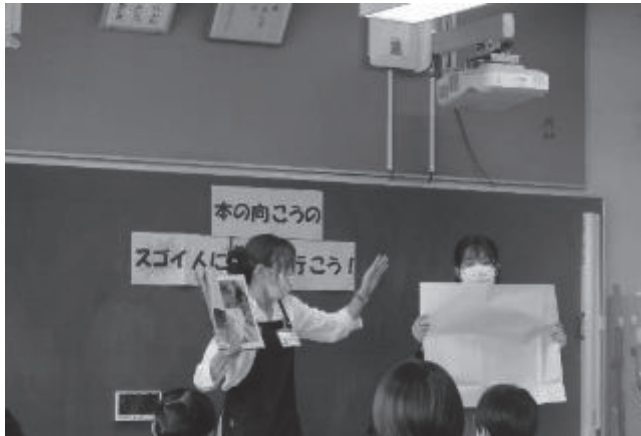
76) 団体貸出の充実及び児童・ヤングアダルト（YA）⁴⁹資料の無償提供

【八雲中央図書館】**幼** **こ** **小** **中** **継続**

区立小・中学校等への団体貸出及び児童・ヤングアダルト(YA)資料の無償提供により、子どもたちの読書活動を支援します。

77) 図書館見学の受入れ及び出張おはなし会の実施 【八雲中央図書館】**小** **中** **継続**

区立小・中学校の図書館見学及び出張おはなし会を行うことにより、子どもたちが図書館を身近に感じるとともに、読書に親しむよう支援します。



【小学校での出張おはなし会の様子】



【区内の大学との連携により実現した音楽とおはなし会の様子】

⁴⁹ ヤングアダルト（YA）…児童と成人の間の、中学生と高校生の時期の若者。「YA」の略称を用いる。区立図書館では、ヤングアダルトが必要とする資料や利用形態を考慮して、専門の資料を用意しYAコーナーを設置している。

◇推進施策④－6 就学前施設・小学校・中学校間の連携・交流の強化

小・中学校教職員が義務教育9年間の系統性を理解し、児童・生徒及び教職員間の様々な連携・交流を通して、義務教育の目標に掲げる資質・能力、態度等をよりよく養うようにします。

幼稚園、こども園等と連続性を意識した小学校の受入れ体制を整備するとともに、教職員合同研修会・連絡会、就学前ガイダンスの実施、職場体験や保育実習等、幼児・児童・生徒の交流の機会を設けるなど連携した活動を進めます。

また、小学校では、小1学級支援員⁵⁰を任用し、支援が必要な学級に配置することを通して、一人ひとりの児童が入学直後の学校生活に適應できるよう支援を行います。

37) 小学校・中学校間の連携・交流の充実

78 「小・中連携子ども育成プラン⁵¹」の活用 【教育指導課】 小 中 継続

中学校区ごとに作成する「小・中連携子ども育成プラン」に基づき、児童と生徒の交流活動の充実を図るとともに、中学校教員による出前授業や部活動体験など、接続期における取組を推進します。

実施策	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
78 「小・中連携子ども育成プラン」の活用	検討	改訂	▶		

38) 幼稚園、こども園等と小学校との円滑な接続

79 児童と幼児との交流活動の充実 【教育指導課】 幼 小 継続

区立幼稚園・こども園と小学校との交流活動を実施し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を推進します。

⁵⁰ 小1学級支援員…小学校入学直後の生活に早く適應できるよう、生活面や学習面の指導の充実を図るため、小学校又は幼稚園教諭の免許若しくは保育士登録証を所持する者。本区では、学級の実態に応じて必要とする学級に配置し、第1学年の学級担任の補助を担う。

⁵¹ 小・中連携子ども育成プラン…各中学校区の小学校と中学校が共同で作成する小・中の9年間を見通した教育計画で地域の学校として育てたい子ども像やその具体的な取組を示したもの。毎年度見直しを図りながら連続性のあるカリキュラムに取り組み、児童・生徒間の交流や教員間の交流などの連携を具体的に進めることを目的とする。

80 アプローチカリキュラム⁵²及びスタートカリキュラム⁵³の活用

【教育指導課】 幼(こ)小 継続

小学校入学に向けた5歳児の「アプローチカリキュラム」と小学校入学期の「スタートカリキュラム」に基づき、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図ります。また、国が検討している「幼児教育スタートプラン」に基づき、区の「アプローチカリキュラム」を改訂します。

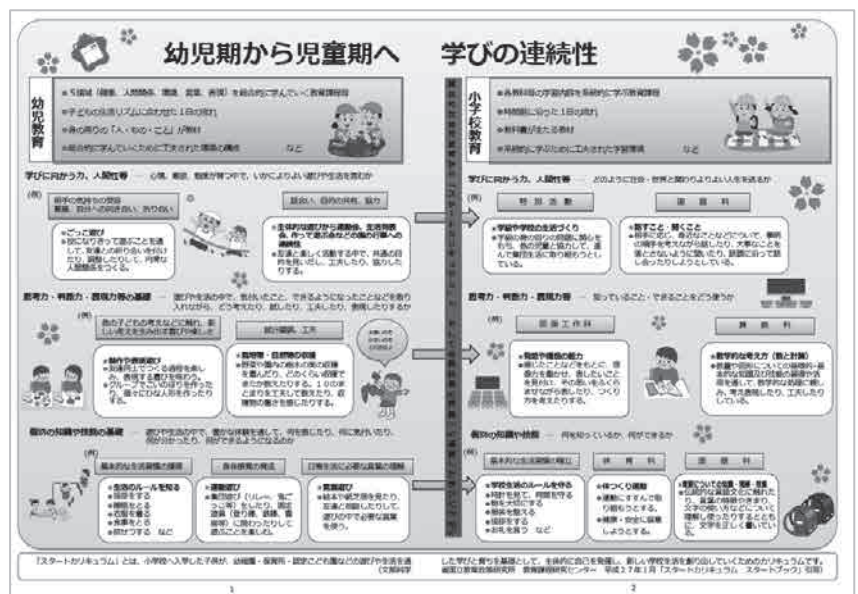
81 小1 学級支援員の配置 【教育指導課】 小 継続

小学校第1学年各学級に、一定期間、支援員を配置し、一人ひとりの児童が入学直後の学校生活に適應できるよう支援を行います。

82 教職員合同研修会・連絡会の実施 【教育指導課】 幼(こ)小 継続

区内公私立の小学校就学前施設と区立小学校の合同研修会や連絡会を実施します。

実施策	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
80 アプローチカリキュラム及びスタートカリキュラムの活用	検討	改訂	→		



【教員研修冊子「目黒区指導改善の手引き(アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム編)」】

52 アプローチカリキュラム…就学前の幼児が円滑に小学校の生活や学習へ適應できるようにするとともに、幼児期の学びが小学校の生活や学習で生かされてつながるように工夫された5歳児のカリキュラム。

53 スタートカリキュラム…小学校第1学年において、児童が義務教育の始まりにスムーズに適應しているよう教育課程を工夫すること。具体的には、生活科において学校を探検する学習活動を行い、そこで発見した事柄について、伝えたいという児童の意欲を生かして、国語科、音楽科、図画工作科においてそれぞれのねらいを踏まえた表現活動を行うなど、総合的(2つ以上の教科をまとめて総合的に教育する)に扱うことが考えられる。

児童・生徒が快適かつ安全・安心に学校生活を送ることができるよう、老朽化した学校施設を計画的に更新するとともに、既存施設についても利便性の向上や時代の変化への対応のための機能改善を進めていきます。充実した教育環境の整備を通じて、「魅力と活力にあふれ、信頼される学校」の実現を図ります。

■現状・取組の必要性■

- ◇ 公共施設の老朽化は全国的な課題となっており、本区では、今後一斉に迎えることとなる区有施設の更新への対応など、持続可能なサービスの提供に向けて、区有施設見直しの検討を進めています。中でも、区有施設全体の40%以上を占める学校施設については、区立小・中学校全31校のうち、今後10年間で84%(26校)が築後60年目を迎えるなど、老朽化対策が喫緊の課題となっており、学校施設の計画的な更新が不可欠な状況です。
- ◇ 既存の学校施設については、更新時期を踏まえつつ、トイレの乾式化・洋式化等の衛生環境の整備のほか、校舎や校庭の老朽化対策やバリアフリー化等の機能改善に取り組む必要があります。
- ◇ 区立中学校は、少子化や国私立中学校への進学志向などの影響により小規模化が続いています。このことにより、活力ある学習活動や部活動の展開に制約を生み、学習集団が固定化したり、集団活動を通じた人間関係の広がり十分とはいえなくなるなど、教育活動において様々な課題が生じる可能性があり、適正規模・適正配置の推進を図る必要があります。

◇推進施策⑤-1 学校施設の計画的な更新

児童・生徒が安全・安心に学校生活を送れるよう、学校施設更新計画に基づき、老朽化した学校施設の計画的な更新を推進します。更新に当たっては、障害や性の多様性などに配慮しながら、様々な人が快適に利用することができる施設を整備していきます。

また、学校施設更新の取組は、南部・西部地区の中学校統合や下目黒小学校と一体的に整備する区民センター見直しの取組と整合を図ったものとしていきます。

39) 小学校施設の計画的な更新

83 向原小学校の施設更新 【学校施設計画課】 小 新規* 〈実施計画事業〉

84 鷹番小学校の施設更新 【学校施設計画課】 小 新規* 〈実施計画事業〉

85 大岡山小学校の施設更新 【学校施設計画課】 小 新規* 〈実施計画事業〉

令和4(2022)年度から向原小学校、鷹番小学校、大岡山小学校の順に、学校施設の更新に取り組めます。

実施策	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
83 向原小学校の施設更新	調査設計		調査設計 工事	工事	
84 鷹番小学校の施設更新			調査設計		調査設計 工事
85 大岡山小学校の施設更新					調査設計

◇推進施策⑤－2 学習・生活環境の改善

児童・生徒が1日の長い時間を過ごす学校での安全性や快適性を維持するため、学習環境・生活環境の改善を図ります。また、災害時の地域避難所としての機能向上を図ります。

40) トイレの環境改善

86 トイレの環境改善 【学校施設計画課】 小④中④ 継続 〔実施計画事業〕

児童・生徒の生活様式の変化に合わせた生活環境の改善を図るため、校舎トイレの環境改善を行います。

87 トイレの洋式化 【学校施設計画課】 小④中④ 新規* 〔実施計画事業〕

地域避難所としての利便性向上を図るため、校庭や体育館などのトイレについて洋式化を行います。

実施策	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
86 トイレの環境改善	5校程度				
87 トイレの洋式化	3校程度	8校程度	8校程度		

4 1) 校庭の整備

88 校庭整備工事の計画的実施 【学校施設計画課】 ①② 継続

校庭を利用した教育活動を円滑に実施していくため、水はけの改善や人工芝の張替え等の工事を計画的に進めていきます。

実施策	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
88 校庭整備工事の計画的実施	2校程度	1校程度	1校程度	1校程度	1校程度

◇推進施策⑤-3 中学校の適正規模の確保と適正配置の推進

区立中学校のさらなる魅力づくりに向けて、区立中学校の適正規模・適正配置を推進し、充実した学校教育環境を整備します。区立中学校統合方針「望ましい規模の区立中学校の実現を目指して」(令和3(2021)年12月改定)に基づき、着実に取組を進めます。

4 2) 南部・西部地区の区立中学校の統合に向けた取組

89 統合新校整備方針⁵⁴の策定及び開校に向けた取組 【学校統合推進課】 ③ 拡充

〈実施計画事業〉

南部・西部地区の区立中学校の適正規模・適正配置の実現を図るため、「第七中学校と第九中学校」、「第八中学校と第十一中学校」を統合して、新設中学校2校を開校します。令和7(2025)年4月の新設中学校開校、令和9(2027)年度中の新校舎への移転を目標としています。

実施策	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
89 統合新校整備方針の策定及び開校に向けた取組	方針策定	開校準備	開校準備	新校舎建設	新校舎建設

⁵⁴ 統合新校整備方針…新設中学校の開校に向けて設置する、学校関係者・保護者・地域の方などによる協議組織等の協議・検討結果に基づき、新設中学校の基本的な事項(学校の位置、目指す学校像等)を取りまとめた方針のこと。

学校を支える校内の人材と保護者、地域住民との連携・分担により、児童・生徒の健全な成長を図ることが大切です。学校における働き方改革を推進するとともに、学校と家庭や地域が連携することにより、子どもたちの実態に応じた教育活動を展開する取組を推進します。

■現状・取組の必要性■

- ◇ 急激に変化する時代において、各学校が教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント⁵⁵」の充実による創意工夫を生かした学校づくりが求められています。
- ◇ 家庭環境の変化や社会の複雑化・多様化により、子どもを取り巻く環境が大きく変化しています。学校だけで多様な課題に対応し、子ども一人ひとりの資質・能力をはぐくむことが難しい時代になっており、これまで以上に学校と家庭や地域が連携して、子どもを育成することが求められています。
- ◇ 経験の豊かな教員が退職期を迎え、教職経験の少ない教員の占める割合がますます高まる中、各学校においては校長のリーダーシップの下、全教職員が一体となって組織的に質の高い学びを実現する教育活動に取り組んでいくことが必要です。
- ◇ 学校を取り巻く課題が複雑化・多様化し、教員に求められる役割が拡大する中、学校教育のさらなる充実が求められています。日々の教育活動の質の向上を図るためには、学校を支える人員体制を確保するとともに、教員個々の能力を最大限生かす取組を実施することが必要です。
- ◇ 平成29(2017)年6月「東京都公立学校教員勤務実態調査」によると、週当たりの在校時間が60時間を超える、いわゆる「過労死ライン」相当にある教員が多数存在するとの指摘があります。学校は質の高い教育を提供するため、教員の勤務状況の改善と健康確保に向けた取組が必要です。
- ◇ 学校教育に求められている「社会に開かれた教育課程⁵⁶」の実現に向けて、新しい時代に必要となる資質・能力を子どもたちにはぐくむためには、学校と家庭、地域との連携・協働によって、地域全体で子どもの成長を支えていく体制を構築し、「社会とつながる協働的な学び」と、学校や教員が教育活動に重点を置いて取り組むことができる環境づくりが必要です。

⁵⁵ **カリキュラム・マネジメント**…「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向けて、学校教育に関わる様々な取組について教育課程を中心に据えながら、組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくこと。

⁵⁶ **社会に開かれた教育課程**…よりよい教育課程を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容を明確にしながら、社会との連携・協働によってそのような学校教育の実現を図ることを目指すもの。

◇推進施策⑥－1 創意工夫を生かした学校づくりの促進

学校において、二期制⁵⁷・夏季休業の短縮を生かすとともに、小学校においては「40分授業午前5時間制⁵⁸」の検証を通して、創意工夫に富んだ魅力ある学校づくりを進めます。

4 3) 本区の特色を生かした教育課程の編成・実施

90 二期制・夏季休業の短縮を生かした教育活動の実施 ①②【教育指導課】**継続**
二期制・夏季休業の短縮を実施する中で、区の連合行事等を充実させるとともに、各学校が創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開します。

91 小学校40分授業午前5時間制の推進 ①【教育指導課】**拡充**
一単位時間40分の授業を午前中に5コマ実施する「40分授業午前5時間制」を推進し、児童の学びと生活の質を高めます。令和元(2019)年度から令和5(2023)年度までの5年間、小学校15校が文部科学省の研究開発学校⁵⁹の指定を受け、創意工夫ある教育課程の開発を行っています。令和5(2023)年度に研究発表会を通じて成果を広く情報発信し、研究内容を踏まえ、計画年度内を目途に、順次実施していきます。

実施策	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
91 小学校40分授業午前5時間制の推進	推進	発表	充実・ 拡大		

4 4) 隣接学校希望入学制度

92 隣接学校希望入学制度の実施 【学校運営課】①② **継続**
通学区域の指定校を基本とした上で、児童・生徒及び保護者の学校選択の機会を確保し、学校生活の充実と魅力ある学校づくりを推進するため、第1学年に入学する児童・生徒を対象として、指定校に隣接する学校へ入学を希望できる隣接学校希望入学制度を実施します。
なお、小学校については就学児童数の増加等の影響により平成31(2019)年4月入学より休止しています。

⁵⁷ 二期制…1年間を前期と後期の2サイクルとする教育課程。各100日程度のバランスの良い授業日数で構成される。本区では平成19(2007)年度から全小・中学校で導入している。

⁵⁸ 40分授業午前5時間制…午前中に40分授業を5単位時間行い、午後にゆとりをもたせる日課のこと。午前中に集中して効率よく学習でき、午後の時間はゆとりをもてる。ゆとりとして生み出した時間は、児童の活動や教員の教材研究等に充てることできる。

⁵⁹ 研究開発学校…学習指導要領等の現行の教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を認め、その実践研究を通して新しい教育課程・指導方法を開発していくために文部科学省が指定した学校のこと。

◇推進施策⑥－2 学校評価の活用による教育活動と学校運営の改善・充実

各学校・園は、自己評価及び学校関係者評価を実施し、学校・園運営の改善・充実に生かします。また、その結果の公表により、説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・園と家庭及び地域との連携・協力による学校・園づくりを進めます。

45) 学校評価⁶⁰の実施・活用

93 学校評価のためのアンケートの実施・公表 【教育指導課】 幼こ小中 継続

児童・生徒、保護者、地域の方々、教職員によるアンケートを実施し、その評価結果を公表するとともに、各学校・園の自己評価に生かします。

94 自己評価・学校関係者評価に基づく学校運営の改善

【教育指導課】 幼こ小中 継続

「学校・園評価ガイドライン」を活用し、学校評価委員会において、自己評価結果について意見を聴取し、学校・園運営の改善・充実に図ります。

◇推進施策⑥－3 教員の資質・能力の向上

「目黒区教員人材育成基本方針」に定めている、職層に応じて求められる資質・能力の育成を目指し、意図的・計画的に研修を実施します。また、校内研修等を充実させ、学校を基盤とした教員の資質・能力の向上を進めます。

46) 職層や教育課題等に応じた研修の充実

95 職層に応じた研修の実施 【教育指導課】 幼こ小中 継続

若手教員研修や管理職研修などの職層に応じた研修を意図的・計画的に進め、教員一人ひとりの資質・能力の向上を図ります。

96 教育課題に対応した研修の実施 【教育指導課】 幼こ小中 継続

教育課題に対応した研修を意図的・計画的に進め、教員一人ひとりの課題に応じた指導力の向上を図ります。

⁶⁰ 学校評価…次年度以降の教育課程や学校運営の改善に資するため、学校教育法に基づき行う評価。具体的には保護者、児童・生徒、教職員、地域の4者による学校評価のためのアンケートの結果を基に各学校で自己評価を行った上で、各学校に設置する「学校評価委員会」による学校関係者評価を行い、当該自己評価の妥当性及客観性を高めている。

47) 教員表彰制度⁶¹の実施

97 授業スペシャリストの表彰・活用 【教育指導課】 小④中 継続

授業力が優れた教員の表彰制度を生かし、その優れた指導技術を若手教員等へ継承し、高い授業力をもつ教員を育成します。

◇推進施策⑥-4 「チーム学校」の機能強化

学校に求められる多様な機能に応じて教員以外の外部人材を有効に活用するとともに、多様な専門スタッフの役割分担の整理を行い、効果的な活用の仕方や校務分掌等を実現することで、「チーム学校」⁶²としての教育機能のより一層の強化を図ります。

48) 学校を支える人員体制の充実

98 スクール・サポート・スタッフ、副校長補佐等の配置 【教育指導課】 小④中 新規

教員や副校長の業務負担軽減のため、スクール・サポート・スタッフ(SSS)や副校長補佐等を配置します。

49) 小学校における教科担任制等の推進

99 教科担任制又は交換授業等の推進 【教育指導課】 小 拡充

全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びをより一層充実させるため、教員の教科指導における専門性を生かした教科担任制や交換授業等を推進します。

実施策	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
99 教科担任制又は交換授業等の推進	充実・ 拡大	▶			

⁶¹ 教員表彰制度…目黒区立学校の主幹教諭、指導教諭、主任教諭、教諭、養護教諭のうち、教職経験10年以上で本区在職1年以上の者の中で、専門知識を有し、指導技術に優れた授業力の高い者を「授業スペシャリスト」として表彰する「目黒区立学校授業力スペシャリスト表彰制度」。平成20(2008)年度に創設。

⁶² 「チーム学校」…学校教育の活性化を目指し、教員が指導力を発揮できる教育環境の整備として、教員とは異なる専門性や経験を有する専門的スタッフを学校に配置するなどし、教員と教員以外の者がそれぞれ専門性を連携して発揮し、学校組織全体が、一つのチームとして力を発揮することで、学校組織全体の総合力を高めていこうとするもの。

50) 部活動支援の充実

- 100** 部活動における外部指導者⁶³採用への支援 【学校運営課】 小 中 継続
多様化する部活動ニーズに対応するとともに、教員負担の軽減を図り、より安定的に部活動が展開できるよう、外部指導者の採用を支援します。
- 101** 部活動外部指導者研修の実施 【学校運営課】 小 中 継続
部活動は教育活動の一環であり、外部指導者についてもその一端を担っていることを十分に自覚し、技術指導だけでなく、より安全で効果的な指導を行うための知識や実践力を養うための研修会を実施します。

◇推進施策⑥－5 働き方改革の推進

学校・園の働き方改革を喫緊の課題と捉え、幼稚園・こども園から中学校までの子どもたちと教職員の生き生きとした学校生活や教育活動につながるよう、時間創出のための環境改善と勤務時間を意識した働き方を推進します。

51) 学校・園における働き方改革の推進

- 102** 会議・研修等のオンライン化の推進 【教育指導課】 幼 小 中 新規
会議・研修等のオンライン化を推進し、教職員の負担軽減と子どもと向き合う時間の創出を図ります。
- 103** 教職員の勤務時間の実態把握と健康確保に向けた取組
【教育指導課】 幼 小 中 新規
教職員の勤務時間の実態把握を行い、教職員一人ひとりがタイムマネジメントを意識した働き方を進めます。また、教職員の健康確保に向けた取組を行います。
- 104** 学校・園と保護者等間における連絡手段のデジタル化の推進
【教育政策課】【学校ICT課】【学校運営課】【教育指導課】 幼 小 中 新規*
保護者等から学校・園への欠席連絡や、学校・園からの便りの配布などをデジタル化し、教員の負担を軽減します。

⁶³ 外部指導者…中学校において、教員ではないが学校の要請に応じて部活動を専門的に指導にあたる者。部活動指導員や外部指導員を指す。

実施策	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
102 会議・研修等のオンライン化の推進	充実	▶			
103 教職員の勤務時間の実態把握と健康確保に向けた取組	充実	▶			
104 学校・園と保護者等間における連絡手段のデジタル化の推進	実施・充実	▶			

◇推進施策⑥－6 学校・家庭・地域全体で子どもたちの成長を支える体制の整備

学校と家庭、地域との連携・協働によって、一体となり、地域全体で子どもの成長を支えていく体制を構築していきます。

5 2) 放課後フリークラブ⁶⁴事業の推進

105 放課後等の子どもの居場所の確保及び地域の人材を活用した様々な経験の機会の提供

【生涯学習課】④ 継続

地域と学校の協力により、放課後や学校休業日に学校施設等において、子どもの安全な居場所を確保するとともに、子どもが地域との交流、文化活動、スポーツ活動等の体験ができる機会を提供します。

5 3) 放課後子ども総合プラン⁶⁵の推進体制の充実

106 実施校における各小学校区放課後子ども総合プラン運営協議会の設置

【放課後子ども対策課】④ 拡充

放課後子ども総合プランを実施するに当たり、実施小学校区ごとに各関係者と活動プログラムの充実や学校施設等の活用について検討し、それぞれとの連携・協力を図ります。

実施策	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
106 実施校における各小学校区放課後子ども総合プラン運営協議会の設置	導入検討	拡大	▶		

⁶⁴ 放課後フリークラブ…平日の放課後に、児童が小学校の校庭で自由に遊べるランドセルひろば事業及び地域の人材を活用し、学校施設等で体験教室等を実施する子ども教室事業。

⁶⁵ 放課後子ども総合プラン…全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ（学童保育クラブ）と放課後子供教室（ランランひろばや子ども教室など）の整備等を進める計画。

54) 地域全体で子どもたちの成長を支える体制の構築に向けた取組

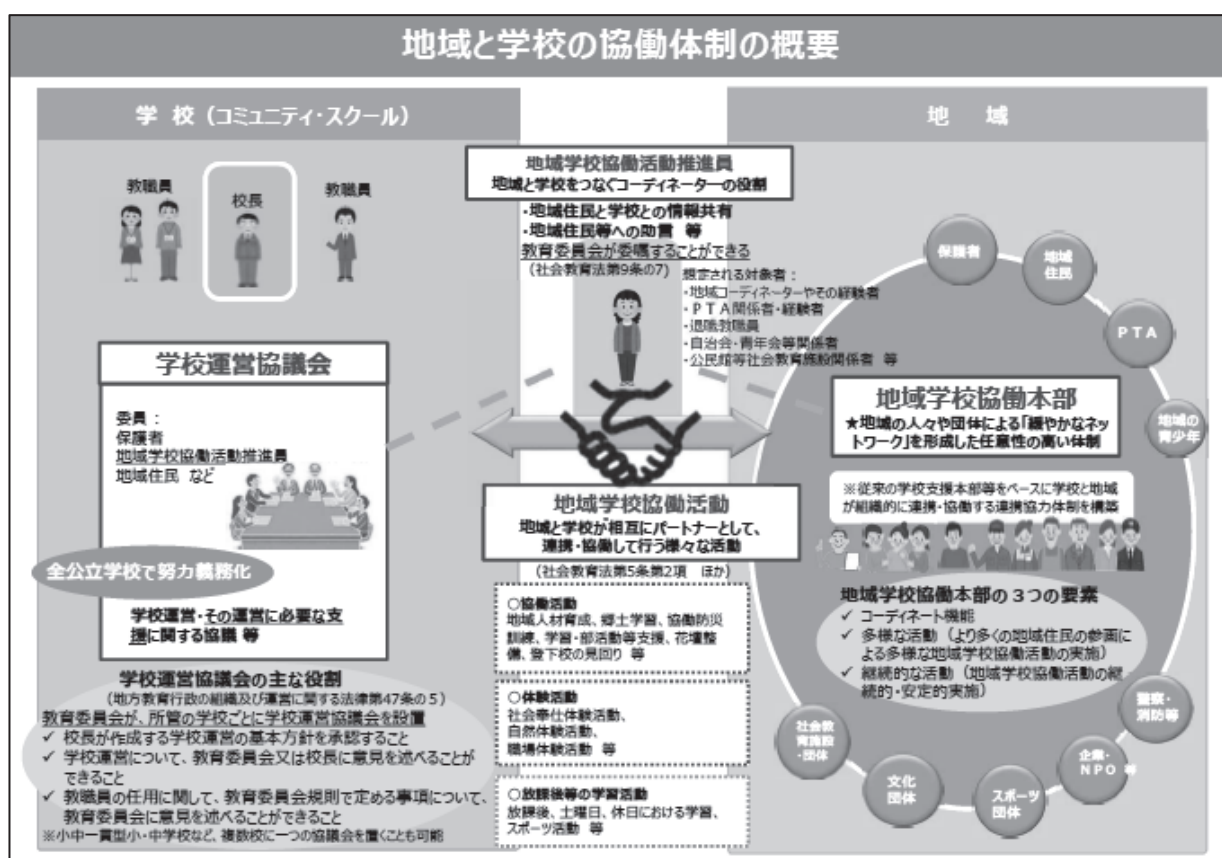
107 学校運営協議会⁶⁶等の設置に向けた検討 【教育政策課】【生涯学習課】

〔幼〕〔小〕〔中〕 〔新規〕*

本区では、平成20(2008)年度から平成 23(2011)年度まで小学校2校を学校運営協議会のモデル実施校として2期4年間指定した後、外部有識者による第三者評価に基づく一定の成果と課題の検証結果を踏まえ、現在休止中です。

今後は、学校運営協議会をはじめ、保護者や地域住民等が学校運営に参画し、相互に連携・協力して魅力ある学校づくりを進めていく体制を整備します。

実施策	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
107 学校運営協議会等の設置に向けた検討	検討	▶			



【文部科学省 コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議資料の抜粋】

⁶⁶ 学校運営協議会（制度）…学校と保護者や地域の方々が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づいた仕組みのこと。学校運営協議会を設置する学校を「コミュニティ・スクール」という。

自然災害、犯罪や事故、虐待等から子どもたちを守るため、防災教育や家庭・地域と連携した子どもの安全・安心を確保する取組をより一層推進します。また、「新しい生活様式」における感染症対策や熱中症対策を講じます。

■現状・取組の必要性■

- ◇ 台風やゲリラ豪雨、首都直下型地震などの自然災害に備える必要があります。災害から子どもたちを守るため、自ら主体的に行動ができるよう実践的な避難訓練の実施など防災教育の充実に引き続き取り組む必要があります。
- ◇ 児童等の登下校中の事故や事件などが各地で発生しているため、安全で安心な通学路の対策強化に取り組む必要があります。
- ◇ 児童虐待防止のため、「児童虐待防止マニュアル」に基づく対応を全教職員に徹底するとともに、学校と子ども家庭支援センター等との連携強化を図る必要があります。
- ◇ 災害や感染症の発生等による緊急時においても、教育活動を進め最大限子どもたちの健やかな学びを保障する必要があります。

◇推進施策⑦-1 安全教育の推進と安全体制の確保

学校や地域、関係機関と連携し、地域ぐるみで子どもの安全対策の充実に図ります。子どもたちが、適切に判断して、自らの危機を回避することができるよう、成長段階に応じて様々な取組を進めていきます。

5.5) 安全教育の推進

108 セーフティ教室⁶⁷等の実施 【教育指導課】 小④ 中④ 継続

家庭・学校・地域社会の連携によるセーフティ教室を実施し、非行・犯罪被害防止教育を推進します。また、小学校第1学年全児童を対象に防犯教育プログラム⁶⁸を実施します。

⁶⁷ セーフティ教室…小・中学校において児童・生徒の健全育成の活性化及び充実に図るために行う、保護者・区民の参加等、家庭・学校・地域社会の連携による非行・犯罪被害防止教育。

⁶⁸ 防犯教育プログラム…小学校第1学年の児童に連れ去りや性犯罪被害などから自分自身を守る力を身に付けさせるため、「自分の身は自分で守る」という危険回避の心構えを学ばせるプログラム。

109 地域安全マップ⁶⁹の作成 【教育指導課】 ① 継続

子どもたちの安全への意識を高めるために、犯罪被害防止能力の向上に有効な地域安全マップづくりを行い、保護者、地域を含めた地域ぐるみの安全推進を図ります。

110 中学生自転車安全教室の実施 【教育指導課】 ④ 継続

交通事故再現を取り入れた自転車安全教室を実施し、交通安全意識の向上を図り、自転車の交通事故の抑止につなげます。

111 普通救命講習会の実施 【教育政策課】 ④ 継続

AEDの操作方法や心肺蘇生法など、正しい救急救命の方法を学ぶとともに、社会の一員としての責任感をはぐくみ、地域での防災活動にも貢献できるようにします。

5 6) 防災教育の充実

112 学校防災マニュアルの活用 【教育政策課】 ②③④⑤ 継続

区の地域防災計画の改定などを契機に学校防災マニュアルを更新し、これを指針として各校においても独自防災マニュアルの見直しを行います。

113 実践的な避難訓練の実施 【教育指導課】 ②③④⑤ 継続

予期せぬ事態に備えるため、具体的な場面(火災発生、地震発生、風水害発生、不審者侵入等)を想定した、実践的な避難訓練を実施します。

114 防災教育教材の活用 【教育指導課】 ①④ 新規

「防災ノート～災害と安全～」⁷⁰、「東京マイ・タイムライン」⁷¹を活用し、災害、風水害からの避難に必要な知識を習得するとともに、適切な避難行動を事前に確認できるようにします。

5 7) 通学路の安全確保

115 通学路の危険箇所点検の実施 【教育政策課】 ① 新規

小学校の通学路について、交通安全や防犯、塀の安全性などの観点から取り上げた危険箇所を、警察(交通管理者)、道路管理者など関係機関で確認・検討の上、対策を講じていきます。

⁶⁹ 地域安全マップ…様々な危険が子どもを取り巻く中、子ども自身で犯罪の危険を予見・回避する能力の向上を図るため、子どもたち自身が実際に地域を歩き、危険な場所などを調査して作成した地図。

⁷⁰ 防災ノート～災害と安全～…学校と家庭が一体となった防災教育を一層充実できるよう作成した防災教育教材「防災ノート「東京防災」」に、防災教育副読本「地震と安全」及び防災教育補助教材「3.11を忘れない」を発展的に統合して東京都が作成した資料。

⁷¹ 東京マイ・タイムライン…発災までの行動を時系列に沿って整理できるマイ・タイムラインの作成と風水害に関する知識の習得ができるよう一式にまとめて東京都が作成した資料。

◇推進施策⑦-2 家庭・地域の協力による安全対策

学校が、保護者や地域と連携して子どもの安全を確保し続けることで、児童・生徒の健全な育成を図っていきます。

58) 防犯・防災等の情報共有

116) めぐろ子ども見守りメール⁷²の運用

【教育政策課】 幼(こ)小(小)中(中) 継続

区内で発生し児童・生徒が被害を受けた不審者情報など、子どもの安全に関わる緊急情報を、保護者連絡システムを用いて保護者等に情報共有していきます。

59) 地域の協力による安全ネットワークの充実

117) 「こども110番の家⁷³」協力家庭の登録促進 【生涯学習課】 継続

地域の家庭や事業所等の協力により、子どもが身の危険を感じて助けを求めてきた時の一時的な避難場所の確保に取り組みます。



【「こども110番の家」ステッカー】

⁷² めぐろ子ども見守りメール…通学途中等において子どもたちの安全を守ることを目的とし、不審者情報や災害情報などの緊急情報を教育委員会から保護者のスマートフォン等に送信することにより、情報を共有するとともに注意を喚起し、子どもたちが事件や事故に巻き込まれることを未然に防止する。

⁷³ こども110番の家…地域の家庭や事業所等の協力により、「こども110番の家」と表示したステッカーを掲示し、子どもが身に危険を感じた時に駆け込み、助けを求められる場所。

◇推進施策⑦-3 学校・園における児童虐待の早期発見・早期対応の推進

本区では平成18(2006)年度に目黒区要保護児童対策地域協議会を設置するとともに、平成29(2017)年3月に児童虐待防止マニュアルを改訂し、関係機関が共通理解の下、子どもたちの安全・安心に係る取組を進めています。

60) 児童虐待の早期発見・早期対応の徹底に向けた取組の強化

118) 学校・園と子ども家庭支援センター等との連携強化

【教育指導課】(幼)(こ)(小)(中) 新規

学校と子ども家庭支援センター等の関係機関とが情報を共有しながら、連携を強化し、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応につなげていきます。

119) 児童虐待防止に関する研修の実施 【教育指導課】(幼)(こ)(小)(中) 新規

児童虐待の早期発見のためのポイントや通告義務等について、全教職員の理解を深め、子どもたちを虐待から守ります。

◇推進施策⑦-4 「新しい生活様式」等における予防策の推進

感染症等の今日的課題に直面しても、幼児・児童・生徒が、学びを止めずに、安心して学校・園生活を送ることができるようにするため、予防策を推進します。

61) 感染症対策の実施

120) 感染症予防策の徹底 【学校運営課】【教育指導課】(幼)(こ)(小)(中) 新規

各学校・園では、「目黒区立学校・園 新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」に基づき、新型コロナウイルス感染症予防策を徹底していきます。

62) 熱中症対策の実施

121) 熱中症予防策の徹底 【教育政策課】【学校運営課】【教育指導課】(幼)(こ)(小)(中) 新規

各学校・園では、「目黒区立学校・園 熱中症対策ガイドライン」に基づき、熱中症予防策を徹底していきます。

◇ 年度別実施策取組一覧表

推進事業	実施策		令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
1) 学力調査の実施・活用	1	目黒区学力調査の実施					
	2	授業改善プランの作成・実施					
	3	学習相談・個人面談の実施と学習教材の活用					
2) 指導方法の工夫・改善	4	教育開発指定校の研究成果等の活用					
	5	授業改善に関する研修の充実					
	6	指導資料(「目黒区授業改善の手引き」等)の活用					
3) 習熟度別少人数指導の充実	7	都の指導方法工夫改善加配の活用					
4) 補助的教員による指導の充実	8	区の補助的教員の配置・活用					
	9	放課後等における補習教室の実施					
5) 情報活用能力の育成	10	ICT機器を活用した学習の推進	充実				
	11	デジタル教科書・教材の充実	学習者用デジタル教科書	検討	導入		
			教材	充実			
	12	プログラミング教育の実施	改定	実施			
	13	情報モラル教育の推進	充実				
	14	ICT支援員・GIGA支援員の活用	充実				
15	情報端末等の使用に関する指針の活用	充実					
6) ICT機器を活用した指導力の向上	16	ICT活用推進研修の充実					
	17	ICTに関する指導資料等の活用	実施・充実				
7) 英語授業の工夫・改善	18	外国語指導員(ALT)の派遣・活用					
	19	英語4技能検定の実施・活用					
8) 英語によるコミュニケーション機会の充実	20	日帰り体験型英語学習事業の実施					
	21	中学校におけるイングリッシュ・キャンプの拡大	検討	試行実施	拡大実施		
9) 観察・実験の充実	22	観察実験支援員の配置・活用					
	23	理科指導者研修の実施	実施・充実				
10) 現代的な諸課題に関する教育の充実	24	「教科等横断的な教育推進資料」の活用	充実				
11) 人権教育の充実	25	人権教育推進校事業の実施					
	26	性的指向及び性自認に基づく困難等の解消に向けた対応の充実					
	27	生命(いのち)の安全教育の実施	検討・実施	実施・充実			
12) 教職員の人権意識の啓発	28	人権教育研修の実施					
	29	「目黒区体罰等根絶マニュアル」の活用					
13) 道徳教育の充実	30	道徳授業地区公開講座の実施					
	31	組織的な道徳教育の充実					
14) いじめ防止の教育の充実	32	いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議の実施					
	33	いじめ防止啓発ポスター・リーフレットの作成・配付					
	34	学校生活アンケート等の実施・活用					

推進事業	実施策		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
			(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)
15) 国際交流事業の充実	35	海外の学校との交流					
	36	外国の学校や留学生、大使館員等との交流活動への支援					
16) 日本語指導の充実	37	日本語指導の実施					
	38	日本語指導担当者間の情報共有					
17) 伝統と文化に関する教育の推進	39	能・狂言師派遣事業(体験ワークショップ)の実施					
	40	和楽器・茶華道体験教室の実施					
18) 自然宿泊体験教室事業の実施	41	ハヶ岳林間学園・興津自然学園での実施					
	42	友好都市(角田市・気仙沼市・金沢市)での実施					
19) 体験活動の充実	43	職場体験の実施					
	44	福祉体験活動、ボランティア活動の推進					
20) 連合行事・鑑賞教室の実施	45	連合行事の実施					
	46	鑑賞教室の実施					
21) めぐる ここカラダ月間の実施	47	「めぐる ここカラダ月間」の実施	実施・ 検討	充実			
22) 体カテストの実施	48	体カテストの実施・活用					
23) 健康課題解決に向けた事業実施	49	学校健康トレーナーの学校派遣					
	50	「めぐる元気あっぷ教室」の開催					
	51	小児生活習慣病専門医等による健康相談・講演					
24) 食育の取組の充実	52	食育指針に基づく食育の推進					
	53	特別給食の実施					
	54	食育実践事例集の普及・啓発					
25) 安全・安心な学校給食の提供	55	食物アレルギー対策への取組					
	56	給食食材の放射性物質検査の実施					
26) いじめへの組織的な対応の実施・充実	57	いじめ問題対策連絡協議会・委員会の開催					
	58	いじめ重大事態への対応					
	59	学校いじめ対策委員会の開催					
	60	教員研修冊子の活用					
27) 不登校児童・生徒等の学習支援の充実	61	学習支援教室「めぐるエミール」の運営					
28) 教育相談体制の充実	62	スクールカウンセラー・教育相談員の活用					
	63	スクールカウンセラー・教育相談員等の研修会実施					
29) 関係機関との連携強化	64	スクールソーシャルワーカーの活用					
30) 発達障害等の児童・生徒に対する支援体制の整備	65	特別支援教室事業の適切な運営					
	66	特別支援教育支援員の適切な配置					
31) 交流及び共同学習の充実	67	通常の学級と特別支援学級、通常の学級と特別支援学校の交流等の充実					
32) 保護者や関係機関等との連携による支援体制の充実	68	就学相談及び継続相談の実施					
	69	教育支援推進委員会・就学支援委員会等の実施					
	70	小学校就学前ガイダンスの実施	拡大	実施			

推進事業	実施策		令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
33) 学校のICT環境整備	71	学校ICT環境整備の実施	検討	実施			
34) 校務系システムの改善	72	校務系システムの維持・管理及び改善の実施	検討		実施	運用	
35) 学校図書館機能の充実	73	学校図書館資料の整備					
	74	学校図書館支援員等の配置	拡大検討				
	75	修理講習会の実施					
36) 区立小・中学校向け図書館サービスの実施	76	団体貸出の充実及び児童・ヤングアダルト(YA)資料の無償提供					
	77	図書館見学の受入れ及び出張おはなし会の実施					
37) 小学校・中学校間の連携・交流の充実	78	「小・中連携子ども育成プラン」の活用	検討	改訂			
38) 幼稚園、こども園等と小学校との円滑な接続	79	児童と幼児との交流活動の充実					
	80	アプローチカリキュラム及びスタートカリキュラムの活用	検討	改訂			
	81	小1学級支援員の配置					
	82	教職員合同研修会・連絡会の実施					
39) 小学校施設の計画的な更新	83	向原小学校の施設更新	調査設計		調査設計 工事	工事	
	84	鷹番小学校の施設更新			調査設計		調査設計 工事
	85	大岡山小学校の施設更新					調査設計
40) トイレの環境改善	86	トイレの環境改善	5校程度				
	87	トイレの洋式化	3校程度	8校程度	8校程度		
41) 校庭の整備	88	校庭整備工事の計画的実施	2校程度	1校程度	1校程度	1校程度	1校程度
42) 南部・西部地区の区立中学校の統合に向けた取組	89	統合新校整備方針の策定及び開校に向けた取組	方針策定	開校準備	開校準備	新校開校	新校舎 建設
43) 本区の特徴を生かした教育課程の編成・実施	90	二期制・夏季休業の短縮を生かした教育活動の実施					
	91	小学校40分授業午前5時間制の推進	推進	発表	充実・ 拡大		
44) 隣接学校希望入学制度	92	隣接学校希望入学制度の実施					
45) 学校評価の実施・活用	93	学校評価のためのアンケートの実施・公表					
	94	自己評価・学校関係者評価に基づく学校運営の改善					
46) 職層や教育課題等に応じた研修の充実	95	職層に応じた研修の実施					
	96	教育課題に対応した研修の実施					
47) 教員表彰制度の実施	97	授業スペシャリストの表彰・活用					
48) 学校を支える人員体制の充実	98	スクール・サポート・スタッフ、副校長補佐等の配置					
49) 小学校における教科担任制等の推進	99	教科担任制又は交換授業等の推進	充実・ 拡大				
50) 部活動支援の充実	100	部活動における外部指導者採用への支援					
	101	部活動外部指導者研修の実施					
51) 学校・園における働き方改革の推進	102	会議・研修等のオンライン化の推進	充実				
	103	教職員の勤務時間の実態把握と健康確保に向けた取組	充実				
	104	学校・園と保護者等間における連絡手段のデジタル化の推進	実施・ 充実				
52) 放課後フリークラブ事業の推進	105	放課後等の子どもの居場所の確保及び地域の人材を活用した様々な経験の機会の提供					
53) 放課後子ども総合プランの推進体制の充実	106	実施校における各小学校区放課後子ども総合プラン運営協議会の設置	導入検討	拡大			
54) 地域全体で子どもたちの成長を支える体制の構築に向けた取組	107	学校運営協議会等の設置に向けた検討	検討				

推進事業	実施策		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
			(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)
55) 安全教育の推進	108	セーフティ教室等の実施					
	109	地域安全マップの作成					
	110	中学生自転車安全教室の実施					
	111	普通救命講習会の実施					
56) 防災教育の充実	112	学校防災マニュアルの活用					
	113	実践的な避難訓練の実施					
	114	防災教育教材の活用					
57) 通学路の安全確保	115	通学路の危険箇所点検の実施					
58) 防犯・防災等の情報共有	116	めぐろ子ども見守りメールの運用					
59) 地域の協力による安全ネットワークの充実	117	「こども110番の家」協力家庭の登録促進					
60) 児童虐待の早期発見・早期対応の徹底に向けた取組の強化	118	学校・園と子ども家庭支援センター等との連携強化					
	119	児童虐待防止に関する研修の実施					
61) 感染症対策の実施	120	感染症予防策の徹底					
62) 熱中症対策の実施	121	熱中症予防策の徹底					

参 考 資 料

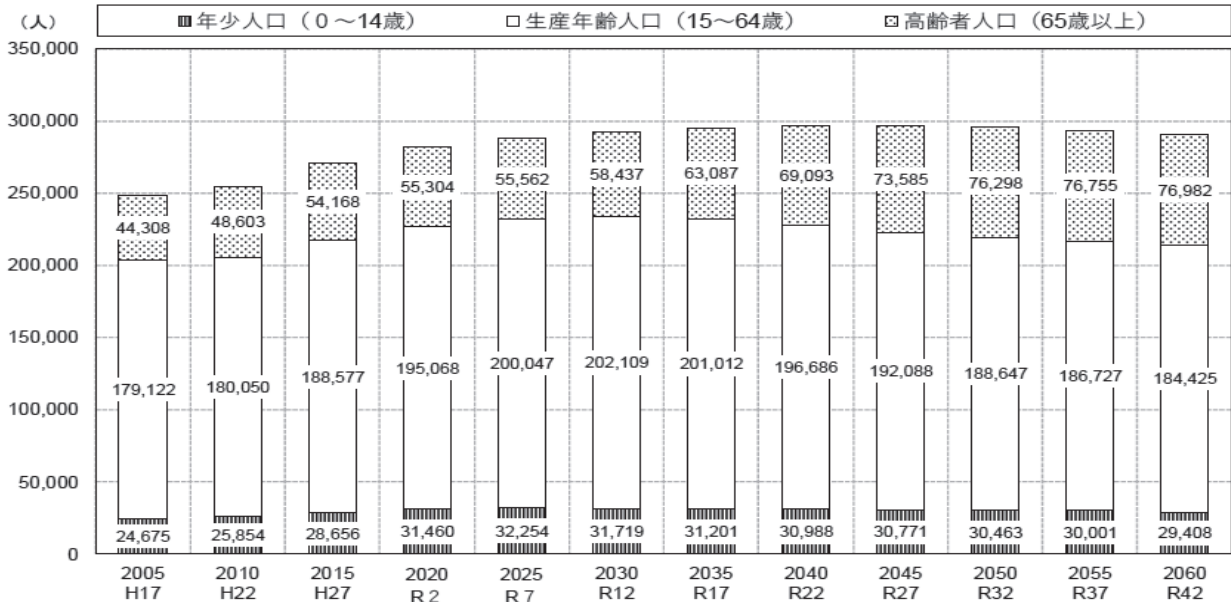
- 目黒区の状況
- 教育に関する動向
- 目黒区教育委員会の教育目標・基本方針
- 目黒区教育に関する大綱の概要
- めぐる学校教育プランの策定経過

目黒区の状況

1 年齢区分別人口の推移と区の将来推計

- 年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)は、それぞれ、令和7(2025)年度、令和12(2030)年度をピークとして減少傾向にあり、高齢者人口(65歳以上)は増加し続けています。

年齢階層別(3区分)人口(基本推計)

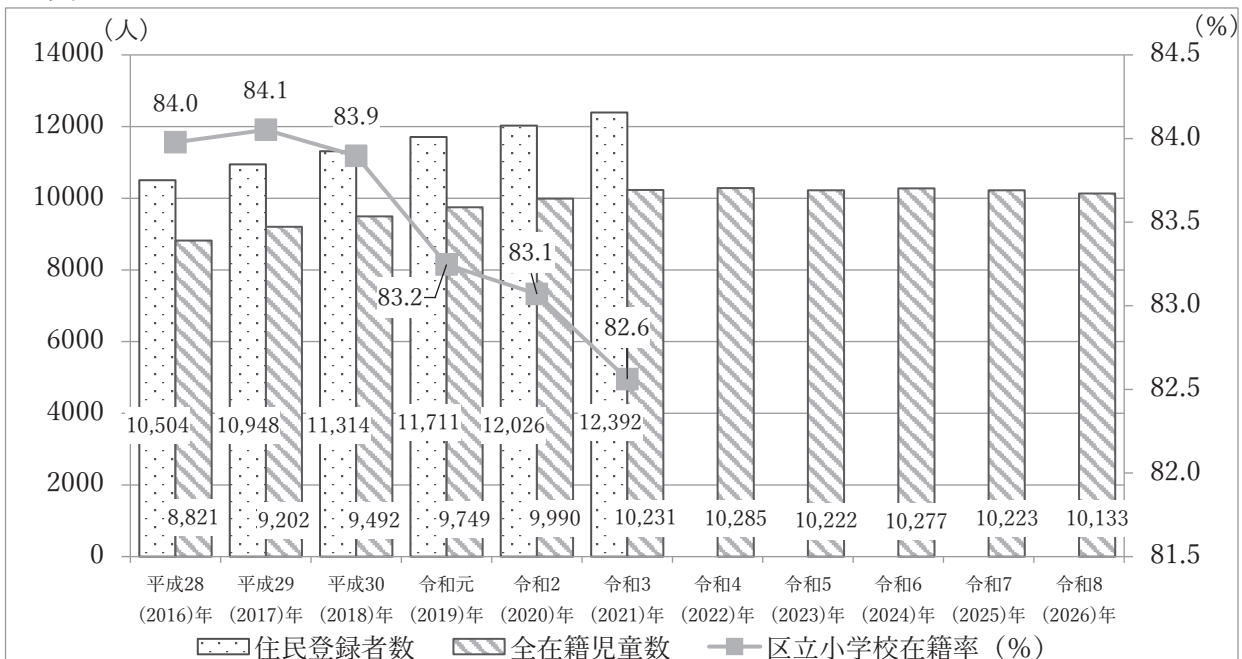


【資料】「目黒区 人口・世帯数の予測(令和3(2021)年3月)」

2 目黒区立小・中学校の在籍率の推移と今後の見通し

【区立小学校】

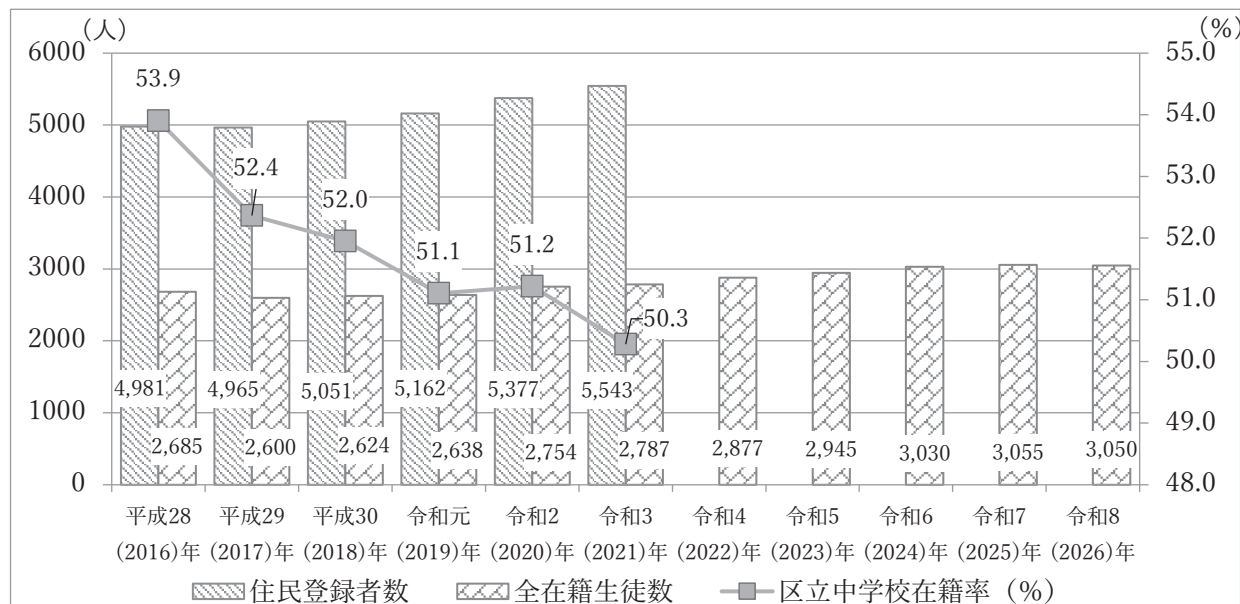
- 在籍児童数は増加傾向にあり、在籍率は低下傾向にあります。
- 東京都の教育人口等推計では、令和4(2022)年から令和8(2026)年まで横ばいの予測としています。



【資料】住民登録者数は、住民基本台帳(6～11歳)各年4月1日現在。在籍児童数は、区立学校児童生徒在籍状況各年5月1日現在(ただし、令和4(2022)年以降は、東京都の教育人口等推計(令和3(2021)年9月))。

【区立中学校】

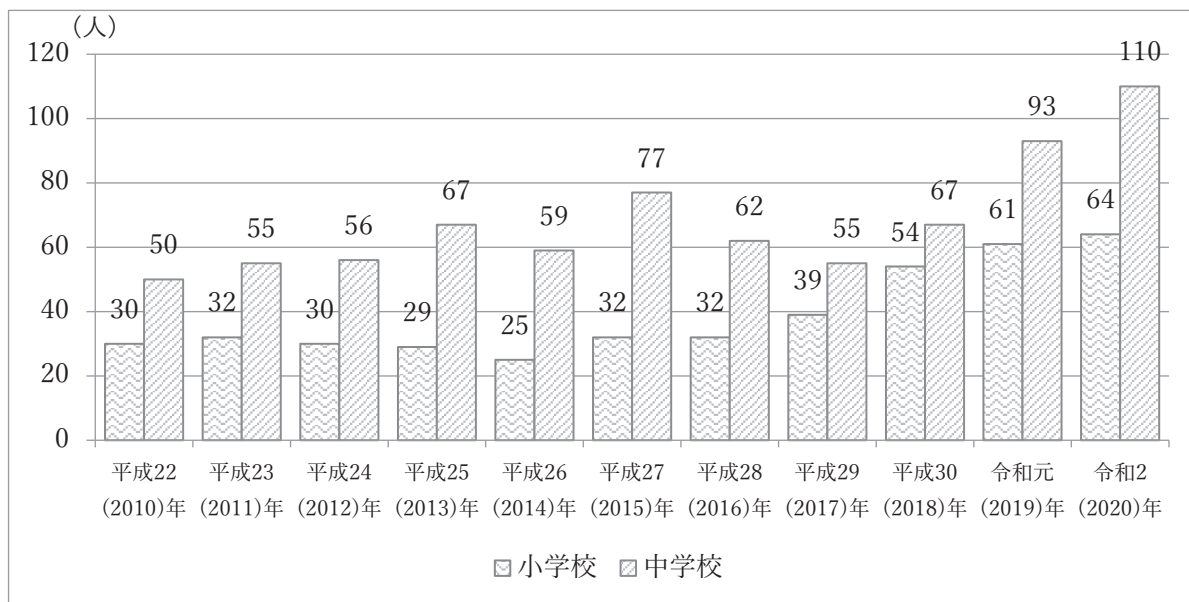
- 在籍率は、平成21(2009)年度以降、55%で推移していましたが、平成28(2016)年度以降は低下傾向です。
- 在籍生徒数は、平成28(2016)年度以降ほぼ横ばいの状況です。東京都の教育人口等推計では、令和4(2022)年から令和8(2026)年まで増加傾向としています。



【資料】住民登録者数は、住民基本台帳(12～14歳)各年4月1日現在。在籍生徒数は、区立学校児童生徒在籍状況各年5月1日現在(ただし、令和4(2022)年以降は、東京都の教育人口等推計(令和3(2021)年9月))。

3 不登校児童・生徒数の状況

- 不登校児童・生徒数は、小学校・中学校共に、増加傾向となっています。

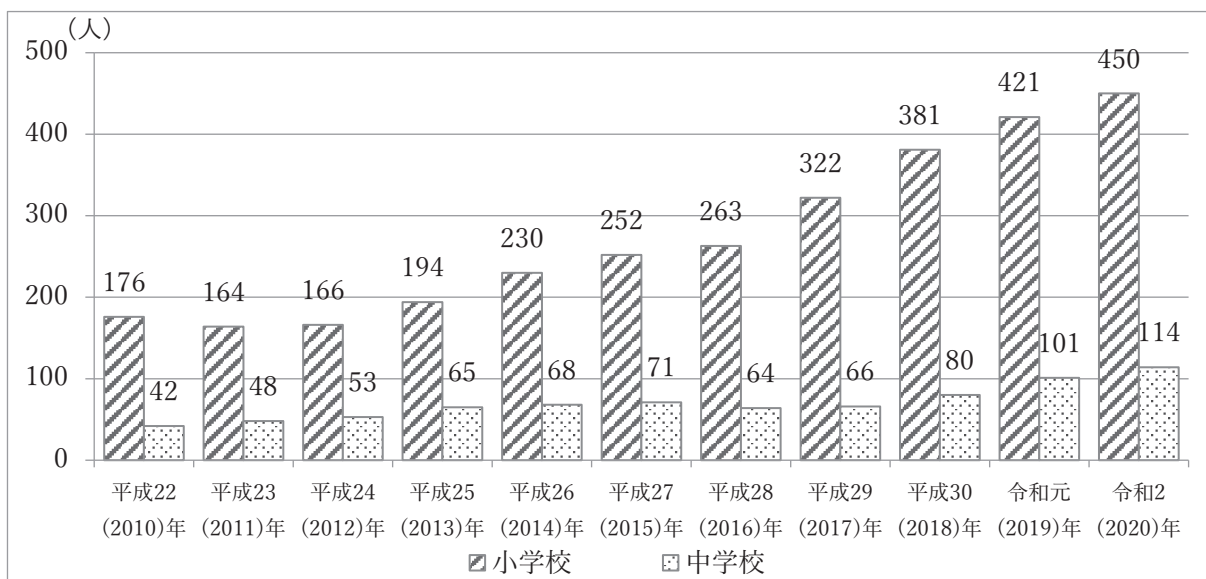


【資料】目黒区の教育

(注)不登校児童・生徒とは・・・文部科学省の調査において、年度中に30日以上欠席した児童・生徒で何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にある者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。

4 特別支援学級等の児童・生徒数の状況

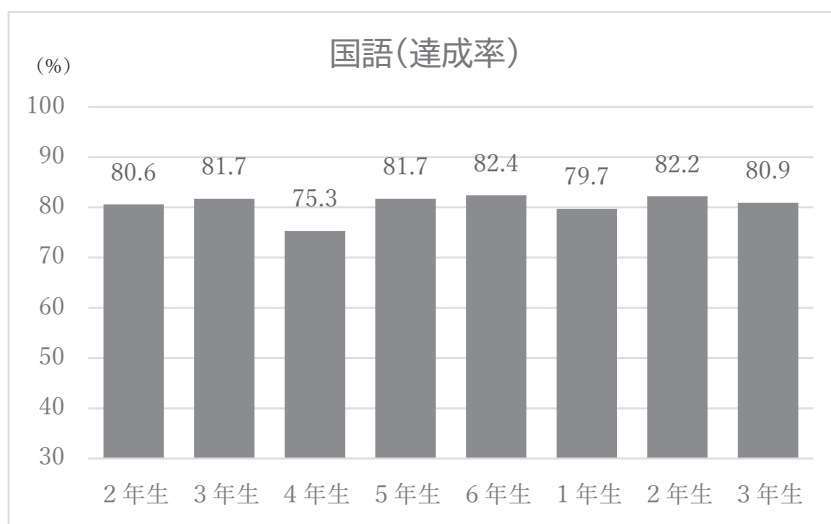
○ 特別支援学級等の児童・生徒数は、小学校・中学校共に、増加傾向となっています。

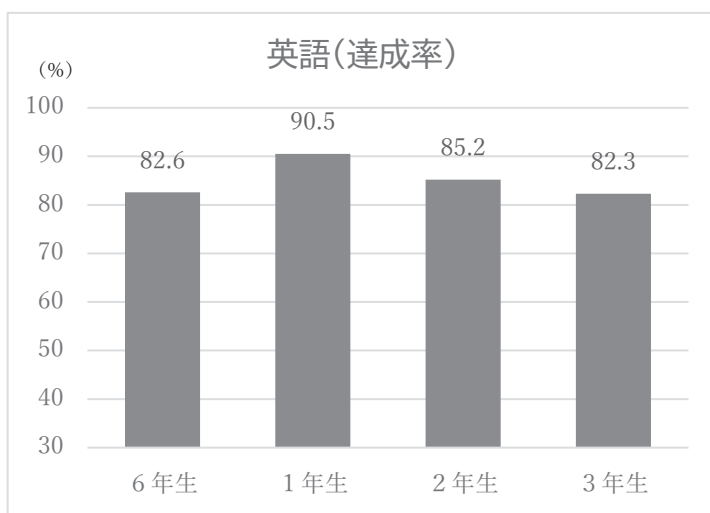
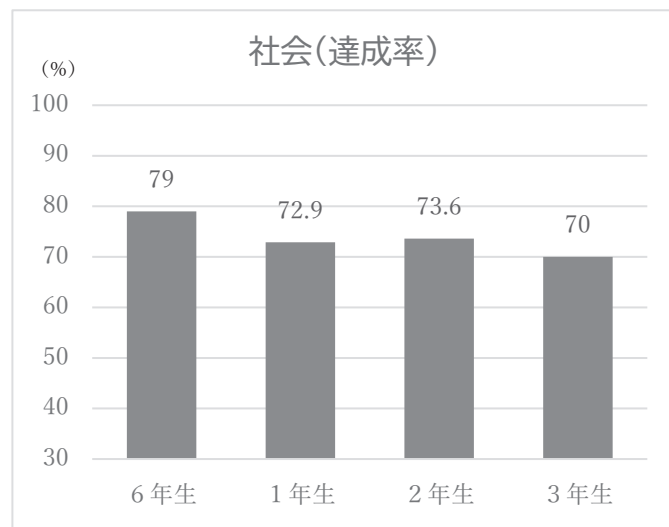
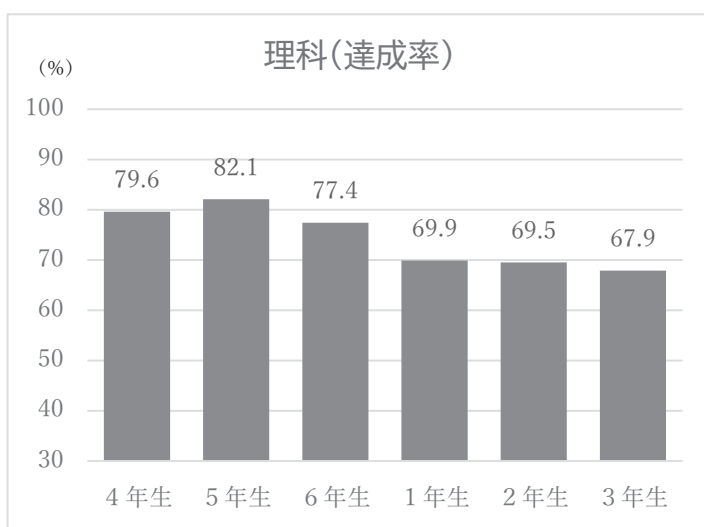
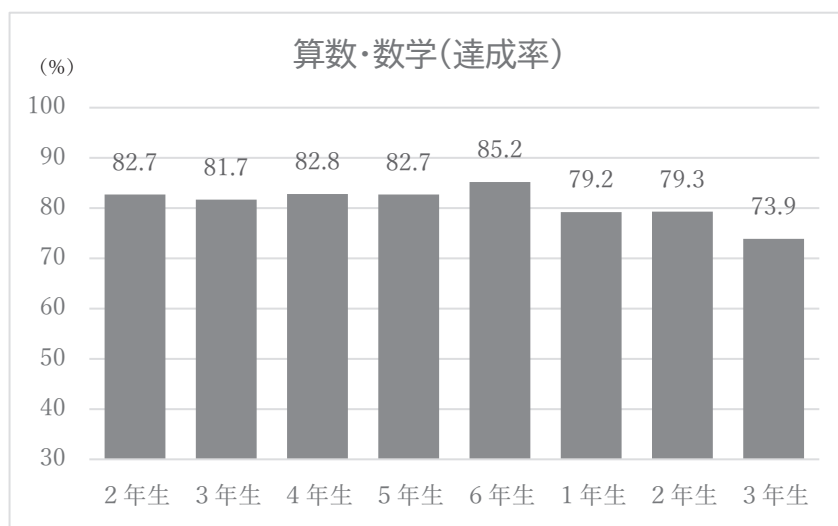


【資料】目黒区の教育(各年5月1日現在)

5 目黒区学力調査結果(令和3(2021)年度)の概況

- 小学校では、全ての教科で達成率が75%以上であり、特に算数、英語においては、各学年80%以上です。
- 中学校では、英語の達成率が80%以上であるのに対し、理科は70%以下となっています。





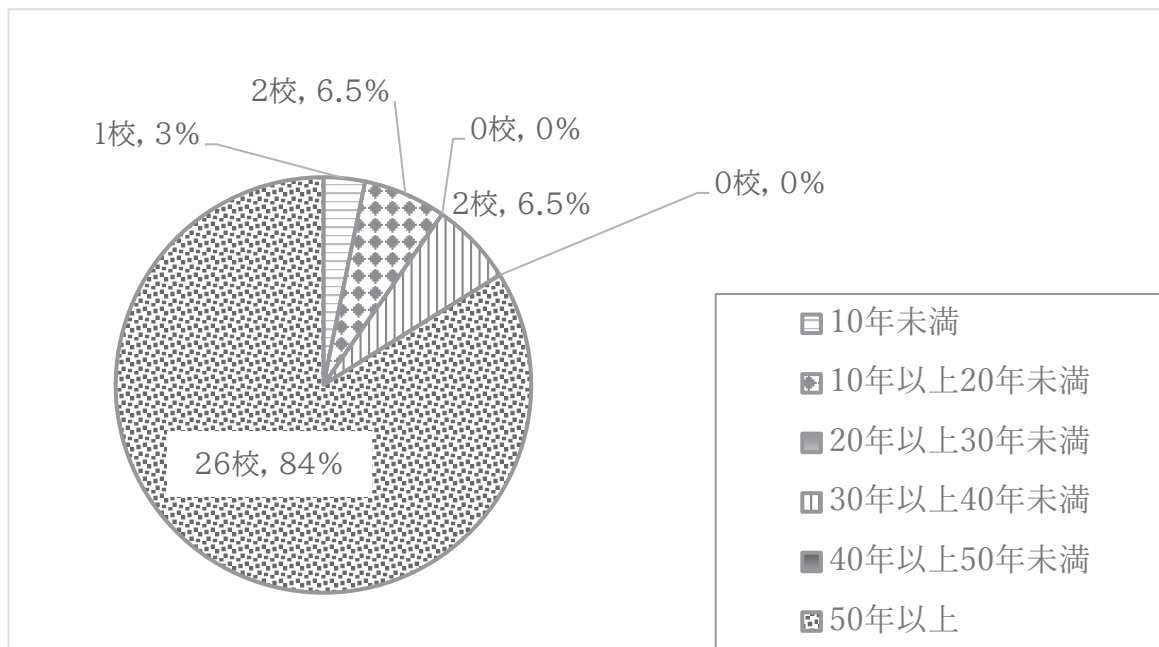
【資料】目黒区教育委員会データ

(注)達成率:目標値(学習指導要領で示された内容について、標準的な時間をかけて学んだ場合に、正答できることを期待した児童・生徒の割合)と同程度以上の正答率であった児童・生徒の割合。

6 小・中学校の築年数の割合(令和3(2021)年度末時点)

*建築年度が最も古い棟を基準としています。

- 区立小・中学校(全31校)のうち、学校施設の84%(26校)で、築年数が50年以上となり、学校施設の多くは老朽化しています。



【資料】目黒区教育委員会データ

■ 教育に関する動向

1 新たな学びの展開

社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来や、新型コロナウイルス感染症拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」において、一人ひとりの児童・生徒が、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められています。

令和3(2021)年1月に取りまとめられた中央教育審議会(文部科学省に設置されている教育・芸術・文化に関する基本的重要施策につき調査・審議する諮問機関)の『『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)』では、「教育振興基本計画の理念(自立・協働・創造)の継承」「学校における働き方改革の推進」「GIGAスクール構想の実現」「新学習指導要領の着実な実施」により、必要な改革を躊躇なく進めることで、従来の日本型学校教育を発展させ、「令和の日本型学校教育」を実現させていくと示されています。

また、コロナ禍を契機として情報端末の活用が進み、令和3(2021)年6月の教育再生実行会議の提言では、デジタル化が教育の新たな可能性を拓き、ポストコロナ期の新たな学びにおいても効果的な手段となり得ると示されています。

2 学習指導要領の改訂

平成29(2017)年3月に改訂された学習指導要領では、「よりよい学校教育がよりよい社会を創る」という目標を地域社会と共有し、社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すと示されています。

また、知識の理解の質を高め資質・能力をはぐくむ「主体的・対話的で深い学び」の実現として、各教科等の目標及び内容を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の三つの柱で再整理するとともに、これまでの教育実践の蓄積を確実に引き継ぎ、子どもたちの実態や教科等の学習内容等に応じた指導の工夫改善や授業改善を行うこととしました。

さらに、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めるものとしています。

平成29(2017)年に新たな幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領が公示され、幼稚園は平成30(2018)年度、小学校等は令和2(2020)年度、中学校は令和3(2021)年度から全面実施となっています。

3 少人数教育の推進

Society5.0時代の到来、子どもたちの多様化の一層の進展、新型コロナウイルス感染症の発生等も踏まえ、安全・安心な教育環境の下、ICT等を活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現するため、国が定める小学校の学級編成の標準を35人に引き下げ、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな指導の整備を図るため、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律が令和3(2021)年4月に制定されました。

学級編成の標準を計画的に一律に引き下げることは、昭和55(1980)年以来、約40年ぶりのことであり、法改正により、令和7(2025)年3月31日までの間に、小学校第2学年から第6学年の学級定員を段階的に35人へ引き下げることとなりました。

誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す、「令和の日本型学校教育」の構築に向けて、GIGAスクール構想と少人数学級を車の両輪として取り組むとしています。

<参考資料>

資料名	URL	二次元コード
◆ Society5.0「科学技術イノベーションが拓く新たな社会」説明資料 (2018年1月：内閣府)	https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/society5_0.pdf	
◆ 学習指導要領（平成29・30・31年改訂）リーフレット (2019年2月：文部科学省)	https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/02/14/1413516_001_1.pdf	
◆ GIGAスクール構想の実現について (2019年12月：文部科学省)	https://www.mext.go.jp/a_menu/other/index_00001.htm	
◆ 中央教育審議会「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）[総論解説] (2021年3月：文部科学省)	https://www.mext.go.jp/content/20210329-mxt_syoto02-000012321_1.pdf	
◆ 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の概要 (2021年3月：文部科学省)	https://www.mext.go.jp/content/20210706-mxt_hourei-000013982_1.pdf	
◆ 教育再生実行会議「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について（第十二次提言）」 (2021年6月：首相官邸)	https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/teigen.html	

※参考資料のURL、二次元コードは令和4(2022)年3月時点に作成したものであり、変更となる場合があります。

■ 目黒区教育委員会の教育目標・基本方針

◎目黒区教育委員会教育目標(令和3(2021)年6月8日目黒区教育委員会決定)

目黒区教育委員会は、区民の一人ひとりが生涯にわたって学習ができ、伝統と文化への理解を深め、健康で充実した人生を送ることができるように、「学び合い成長し合えるまち」の実現を図る。

特に、子どもたちの健やかな成長を願い

- 他人を思いやり、道徳心のある人間
- 自ら学び、考え、行動する、個性と創造力豊かな人間
- 自然を愛し、美しいものに感動する心をもつ人間

の育成に向けた教育を推進する。

◎目黒区教育委員会基本方針(令和3(2021)年6月8日目黒区教育委員会決定)

目黒区教育委員会は、『教育目標』を達成するため、以下の基本方針及び施策の方向に基づき、総合的に教育施策を推進する。

【基本方針1 人権を尊重する教育の推進】

日本国憲法及び教育基本法の精神に基づき、基本的人権及び個人の尊厳を基調に、あらゆる教育の機会を通して、相互理解や連帯感を培い、偏見や差別をなくすため、人権教育を推進する。

【基本方針2 豊かな生涯学習社会の実現を目指した学習活動の支援】

区民一人ひとりが、新たな知識や技能などを身に付けそれぞれ自己実現を図ることは、より生きがいのある人生を送ることに資するものであり、生涯にわたり自由に学習の機会を選択し学ぶとともに、地域社会の形成に寄与できるよう、必要な学習活動を支援する。

【基本方針3 「生きる力」をはぐくむ学校教育の推進】

グローバル化や情報化の急速な進展とともに、価値観が多様化する社会に主体的に対応していくためには、一人ひとりが個人として自立し、また社会の一員としてその発展に寄与する態度を養うことが求められる。

そのため、「生きる力」すなわち、確かな学力の向上を図るとともに、一人ひとりの個性と創造力を伸ばし、問題解決する力、豊かな心、健やかな体をはぐくむ教育を推進する。

【基本方針4 教育への区民参加と地域ぐるみの教育の振興】

子どもたちが、生命を大切にし、一人ひとりが心豊かに健全に育つことを目指して、学校の自主性・自立性を確立したうえで、家庭・地域の願いや意向を反映した学校運営に努める。

家庭・地域が、教育におけるそれぞれの役割と責任を果たすことができるよう支援するとともに、学校・家庭・地域が一体となり、地域全体の教育力を高める。

■ 目黒区教育に関する大綱の概要(平成28(2016)年3月策定)

1 大綱の位置付け

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定により区長が定めることとされた本区の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱です。
- 目黒区基本計画と整合性を図った施策の大綱です。

2 大綱の期間

大綱の対象期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。教育をめぐる社会情勢の変化が生じた場合は必要な見直しを行います。

3 大綱の目標

本区の10か年の総合計画である「目黒区基本計画」では、区政運営の指針としての「目黒区基本構想」を受け、望ましい将来像を実現するための分野別の基本的な目標として、4つの基本目標を掲げています。大綱は、このうち主に教育、芸術文化、スポーツの振興などの分野に関する基本目標である「豊かな人間性をはぐくむ文化の香り高いまち」の実現を目指すこととし、基本計画に掲げる施策の基本的方向性に準じた5つの基本方針を掲げ、今日的課題を踏まえた施策を進めるものとしています。

基本目標 豊かな人間性をはぐくむ文化の香り高いまちの実現

基本方針

基本目標を達成するため、以下の基本方針に基づき総合的に推進します。

基本方針1 人権を尊重する教育の推進

基本方針2 地域ぐるみの教育の振興

基本方針3 学校教育の振興

基本方針4 社会教育、スポーツ・レクリエーションの振興

基本方針5 芸術文化の振興

■ めぐる学校教育プランの策定経過

1 教育委員会における審議過程

	開催日	内容
定例会	令和3年6月1日	「めぐる学校教育プラン」改定の進め方について 報告
定例会	9月6日	「めぐる学校教育プラン」改定素案(骨子案)について 報告
定例会	10月5日	「めぐる学校教育プラン」改定素案(たたき台)について 報告
定例会	10月19日	「めぐる学校教育プラン」改定素案(案)について 報告
定例会	11月2日	「めぐる学校教育プラン」改定素案(案)について 報告
定例会	令和4年1月25日	めぐる学校教育プラン改定案(案)について 報告
定例会	3月8日	めぐる学校教育プラン改定について 協議
定例会	3月15日	めぐる学校教育プラン改定について 議決

2 目黒区総合教育会議の開催

令和3年10月26日(火)開催 区長、教育長、教育委員

3 めぐる学校教育プラン推進委員会開催経過

	開催日	内容
第1回	令和3年5月17日	めぐる学校教育プラン改定の考え方について ①改定の経過②改定の方向性③今後のスケジュール
第2回	7月27日	めぐる学校教育プランの改定骨子(案)について ①構成及び施策の体系について②今後のスケジュール
第3回	8月24日	めぐる学校教育プランの改定骨子(案)について ①施策の体系について②今後のスケジュール
第4回	9月21日	めぐる学校教育プラン改定素案(たたき台)について
第5回	令和4年1月18日	パブリックコメントの実施結果について めぐる学校教育プラン改定案(案)について

4 パブリックコメント等の実施

区民の意見を聴くため、めぐる学校教育プラン改定素案のパブリックコメントを実施した。

●パブリックコメント

実施期間 令和3年11月14日(日)から12月14日(火)まで

<提出件数>24件(個人:17人、団体:3団体、議会:4会派)、<意見数>71件

●説明動画の公開

オンデマンド配信の説明動画を配信することにより説明を行った。

<パブリックコメント実施期間中の視聴回数>910回

めぐろ学校教育プラン推進委員会設置要綱

平成19年4月24日付 目教企第2526号決定
平成20年5月12日付 目教企第882号決定
平成21年5月11日付 目教企第843号決定
平成22年11月15日付 目教企第5344号決定
平成23年4月1日付 目教政第475号決定
平成24年6月29日付 目教政第1316号決定
平成28年4月1日付 目教政第226号決定
平成29年4月1日付 目教政第721号決定
平成31年4月1日付 目教政第179号決定

(設置目的)

第1条 めぐろ学校教育プラン(以下「教育プラン」という。)を推進するため、「めぐろ学校教育プラン推進委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教育プランの総合的な推進に関すること。
- (2) 教育プランに位置づけられた施策及び実施事業等に関すること。
- (3) 教育プランの改定に関すること
- (4) その他、教育プランの推進に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号の職にある者をもって構成する。

- (1)教育次長
- (2)教育政策課長
- (3)学校統合推進課長
- (4)学校ICT課長
- (5)学校運営課長
- (6)学校施設計画課長
- (7)教育指導課長
- (8)教育指導課統括指導主事
- (9)教育支援課長
- (10)教育支援課統括指導主事
- (11)生涯学習課長
- (12)八雲中央図書館長
- (13)小学校校長会代表
- (14)中学校校長会代表
- (15)教育政策推進員

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は教育次長をもって充て、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は教育政策課長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(招集)

第5条 委員会は委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め参考意見等を聞くことができる。

(小委員会)

第6条 委員会に、専門的事項を検討するための小委員会を置くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、教育政策課及び教育指導課が担当する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 24 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 5 月 12 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 5 月 11 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 22 年 11 月 15 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 29 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

めぐろ学校教育プラン推進委員会委員名簿(令和3年度)

職務名	氏名	備考
教育次長	谷 合 祐 之	委員長
教育政策課長	濱 下 正 樹	副委員長・事務局
学校統合推進課長	関 真 徳	
学校ICT課長	今 村 茂 範	
学校運営課長	香 川 知 子	
学校施設計画課長	岡 英 雄	
教育指導課長	竹 花 仁 志	事務局
教育指導課統括指導主事	石 邑 由 紀 子	
教育支援課長	細 野 博 司	
教育支援課統括指導主事	工 藤 邦 彰	
生涯学習課長	高 山 和 佳 子	
八雲中央図書館長	伊 藤 信 之	
小学校校長会代表	秋 山 美 栄 子	下目黒小学校長
中学校校長会代表	金 子 弘 樹	第七中学校長
教育政策推進員	宮 下 徹 子	

めぐろ学校教育プラン

主要印刷物番号 3教—18号

令和4（2022）年3月発行

発行 目黒区教育委員会

編集 目黒区教育委員会事務局教育政策課

所在地 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

電話 03-5722-9432

印刷 株式会社アートイディア

